

第8回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省消費・安全局

第8回 農業資材審議会農薬分科会

日時：平成16年2月3日（火）

会場：経済産業省別館第1020会議室

時間：13：30～16：15

議事次第

1. 開会
挨拶
2. 議事
 - (1) 諮問
 - ・農薬使用基準の改正について
 - (2) 報告
 - ・除草剤に係わる農薬取締法施行規則の改正について
 - ・マイナー作物に係る経過措置の状況について
 - ・特定防除資材（特定農薬）の評価指針等について
 - ・農薬登録に係る新規評価の状況について
 - ・平成16年度農薬関係予算について
 - (3) その他
3. 閉会

午後1時30分 開会

○農薬対策室長 大体定刻になりましたので、ただいまから第8回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、各位の出席を賜りましてまことにありがとうございました。

私、事務局を務めます農水省の農薬対策室長の横田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず委員の皆様の御出欠の状況を御報告させていただきます。

お手元の資料2があるかと思いますが、1枚紙の農業資材審議会農薬分科会委員及び臨時委員名簿があるかと思いますが、この21名の委員のうち、臨時委員の金庭先生、林先生、降矢先生、米谷先生、宮原先生が所用できょうは御欠席でございます。席もアンバランスなところがございますけれども、急にきょう風邪を召された方もいらっしゃいますので、5名欠席でございます。

全体で21名の委員、臨時委員のうち16名の御出席をいただいております。農業資材審議会令第7条第1項で、委員、臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されてございますので、本分科会は成立しているということを御報告させていただきます。

また、今回21名の委員のうち、新たに委員になられました先生につきまして、私の方から御紹介させていただきたいと思っております。

三森先生でございます。

簡単に先生の御略歴を御紹介させていただきたいと思っております。

三森先生は、現在、東京農工大学の方で御教鞭をとっていらっしゃいます。昭和49年に

財団法人の残留農薬研究所に入所され、毒性の研究にずっと携わっていらっしゃいました。その後、国立衛生試験所に異動され、化学物質の毒性、発がん性を病理学的な観点から研究されまして、平成12年から東京農工大学ということでございます。

また、平成11年には農業資材審議会の専門委員も務めていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは会に先立ちまして、まず農林水産省の齊藤参事官から御挨拶を申し上げたいと思います。

○参事官 御紹介いただきました消費安全局の参事官の齊藤でございます。

日ごろから農林水産行政、とりわけ農薬行政の推進につきましては、皆様方には一方ならぬ御支援、御鞭撻をいただいております。このことにつきまして、この場をかりまして、まず御礼申し上げたいと思います。

また、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。御承知のように、昨年7月の食品安全委員会の設置また農林水産省におきます消費安全局の設置等、この間、食の安全・安心をめぐる行政組織につきましては、大きな変革があったわけでございます。このきっかけとなった大きな事柄の中には、BSEの発生ということ、これに対します対応という問題があったわけでございますが、また農薬につきましても、ご承知のように果樹・園芸用のかつて登録のありましたダイホルタンを初めとする無登録の農薬の使用問題、その他、農薬をめぐるいろいろな問題も生じ、この間、これに対処するため、法改正その他所用の措置をとってまいってきたわけでございます。

なかなか農政に対する信頼を回復するというのはなかなか難しい事柄であるわけですが、新たな体制の中で、農林水産省といたしましても、食の安全・安心、またいろいろな水際のコントロールであるとか、そういう問題につきまして最大の努力を払っておるといふところであるわけでございます。

昨年7月以降もいろいろと動植物検疫や食の安全という関係でいろいろな事柄が起きておるわけでございます。昨年11月には、まず霞ヶ浦で発見されたわけでございますけれども、コイのヘルペスウイルスという、今まで我が国に知られていなかった魚の病気の発生が見られ、暮れになりますと12月23日でございますけれども、米国におけるBSEの発生ということがあったわけでございます。そのような対策に追われている中、年が明けまして1月になりました、今度は1月11日に高病原性鳥インフルエンザの発生を見たわけでございますが、我が国では79年ぶりということで、いろいろな病気やいろいろなめぐる問題というのは、この間、次々と起きておるといふところであるわけでございます。

現在、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、我が国では山口県の発生のみにとどまっており、現在、終息に向けて最大の努力を払っておるところでございますが、周辺地域、中国を含みます東アジアから東南アジア、ひいてはパキスタンまでということで、アジア全域にこの感染の拡大が見られているということで、牛肉のみならず鳥もということ、非常に難しい状況にあるということは皆様方御承知のとおりでございます。

翻りまして、農薬また植物との関係、来年度におきましては植物防疫事業の交付金につきましては、三位一体改革の中で交付金の見直しということで、人件費相当部分については一般財源化を図るということで、その法改正の作業も進められている、このような状況でございます。

農薬につきましては、改正法の施行ということで、皆様方に御協力を得ながら進めておるところでございますけれども、本日もこれに関連いたしまして、農薬の使用基準省令の改正ということを中心に御議論をいただくことになっておるわけでございます。

いまだ改正されて日が浅いことから、必ずしも現場の皆様方まで取締法の改正の考え方が100%周知されているという、まだそこまでは至っておらないと思っております。しかしながら、この間、皆様方の御努力をいただきつつ、また私どもの行政組織もいろいろそれにつきましては努力をしてきておるところでございますので、今後とも改正された農薬取締法の適切な運用と申しますか、きちんとそれを機能させていくように努力してまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援をお願いできればと思います。

本日は午後の時間、時間の限られておる中ではございますが、議題につきまして十分御審議をいただければと思います。開会に当たりまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうもお忙しいところありがとうございました。

○農薬対策室長　続きまして、事務局側について御紹介させていただきたいと思っております。

最初にごあいさつ申し上げました農林水産省消費安全局の齊藤参事官でございます。

同じく、農産安全管理課の細田課長でございます。

私は、農薬対策室長の横田でございます。

同じく、農薬対策室の角田課長補佐。

田雑課長補佐です。

安藤課長補佐でございます。

続きまして、私の左手で、環境省の農薬環境管理室の早川室長でございます。

更田課長補佐でございます。

以上でございます。

議事を始めます前に本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元に配付資料一覧、その後、右上の方に資料ナンバーがついておるかと思っております。資料の1番から資料の10番、後ろの方に参考資料の1、2、3とございます。資料がありますか御確認いただけますでしょうか。

また、審議の途中で資料に落丁がございましたら、その場で御連絡いただきましたら、事務局の方から差し替えを配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは最初に、農業資材審議会農薬分科会の審議事項等について、私の方から簡単に御説明差し上げたいと思っております。

最初に資料4という1枚紙がございますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。

「農業資材審議会農薬分科会について」という1枚紙がございます。農業資材審議会委員総員29名でございますが、その下に4つの分科会がございます、農薬分科会、委員が7名、臨時委員14名で構成されてございます。農薬分科会の審議事項につきましては、下の方に①から⑨までございまして、本日につきましては、⑨の農薬の使用基準の改正について御審議いただく形になります。本日の全体的な流れにつきましては、この農薬使用基準の改正について諮問を行いまして、皆さん方からの御意見をいただきたいと思っております。

またあわせまして、報告事項といたしまして最近の情勢につきまして四、五点ほどご報告させていただき、また平成16年度予算の状況についても、あわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

これから早速議題の方に入りますので、ここからの進行は本山分科会長の方をお願いしたいと思います。

○本山分科会会長 これより私が議事を行いますのでどうぞよろしく申し上げます。

本日は、事務局から紹介がありましたように、1つの審議事項と4つの報告がございます。本日は限られた時間内ですけれども、多くの議題を扱わなければなりませんので、皆さんどうぞよろしく御協力をお願いします。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○農薬対策室長 それでは、私の方から議題の1の農薬使用基準について御説明させていただきたいと思っております。

資料の5-1をごらんいただきたいと思います。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する件（案）についてでございます。

この趣旨につきましてはそこに書いてございますとおり、「農薬の適正使用を確保するため、農薬の使用回数を守るべき期間の定義の明確化を図るとともに、有効成分に着目した農薬の使用回数の遵守を義務化する等、所要の規定の整備を行う」というものでございます。

現在、使用基準の方につきましては、使用回数の期間なり使用回数の遵守につきまして明文化されてはおりますけれども、一部不明確な部分があるのではないかと指摘を受けておりますので、その分を明確化するという形で今回の改正を行うという趣旨でございます。

大きく2点ございまして、2の(1)の方でございますが、1点目は農薬の使用回数を守るべき期間の明確化でございます。現行の農薬使用基準省令の中におきましては、この期間というものを「食用農作物等の生産に用いた種苗のは種から当該食用農作物の収穫に至るまでの間」というふうに定義してございます。この文言だけでは、例えばは種前には、種子消毒ですとか、土壌くん蒸というものが当然行われるわけなのでございます。

もう一点は、は種と言ったときにイチゴ等の栄養繁殖のもの、これを「は種」という表

現が本当に適切なのかというご指摘をいただいております。これらについては、は種、さらに植えつけという形、もしくはは種から収穫までの期間というものについて、は種までの準備期間というものについても、きちんと文章上明確にする必要があるだろうということで、所要の改正を行うというものでございます。実際には現場段階ではかなりそれと同じような指導が行われておるのでございますが、文書上、なかなかそのあたりが不明確な点が残るであろうということで、今回、文書上明確にするというものでございます。

(2) のところで、農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数の遵守ということでございます。

現在の農薬使用基準省令では、剤としての総使用回数を超えて農薬を使用してはならないという形で規定してございます。ただ、この文章の書き方でいきますと、同一の有効成分を含む農薬を同じ時期に重複して使用するというのも、この文書上読むことが可能になってしまうと。そうなりますと、当該有効成分が多量に使用されるというおそれもあるということもございまして、文書上の表現を明確にする必要があるということでございます。

このような御指摘を踏まえまして、「農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数（使用時期又は使用の態様の区分ごとに定められている場合にあっては、その区分ごとの総使用回数）を遵守する」という形で、多少不明確なところが残っている部分につきまして、明確化を図るということでございます。

ちょっとわかりにくいので、2ページ目のところをごらんいただきますと、そのあたりを少し解説してございます。

特に、2点目の農薬の有効成分を遵守するというところの理由でございます。

わかりやすいのは、2ページ目の下半分のところをまずごらんいただきたいのですが、現行の農薬のラベル表示なのでございますけれども、例えばある剤につきましては、キャベツのアブラムシ類につきまして、使用時期として、例えば収穫3日前まで2回以内の散布ができます。また定植時に1回灌注することができます。総使用回数として3回以内、定植後は2回以内という形になってございます。このときに、疑義が残る1つの理由といたしまして、定植後は2回以内ということであれば、定植後1回で、定植時2回ということについてはどうなのかというふうな、文書上の表現上の問題点が多少残るということもございまして、農薬のラベル表示の改正後につきましては、左の方は同じなのですが、一番右側の総使用回数のところで、トータルで3回以内、明確に定植時については1回以内、定植後については2回以内と、多少疑義の残る表現で先ほど申し上げました定植時2回というのが可能なような、可能でないような表現になっておりましたが、そこについては定植時については1回以内ということを明確に表示するという形でございます。

次のページをごらんいただきたいのですが、もう一つ事例がございまして、これはネギに対するものでございますけれども、時期というよりも使用方法、使用態様についての記載の例でございまして、例えば収穫の14日前までにある剤を2回以内散布できます。も

う一つは、出芽がそろそろあたりに1回土壌灌注ができます。これにつきまして、総使用回数のところでは3回以内、土壌灌注は1回以内、同じように下についても3回以内、土壌灌注は1回以内という形になっておるのですけれども、これにつきまして土壌灌注が1回以内でゼロの場合、散布については、本剤の使用回数のところでは2回以内となっているけれども、総使用回数のところではどう読むのだという疑念があるということがございまして、ラベル表示の改正後につきましては、同じように一番右側のところで、総使用回数は3回以内、散布は2回以内、土壌灌注は1回以内という形で明確化を図るということでございます。

今までの読み方ですと、剤の使用回数の部分、右から3段目ぐらいのところを読むような形になっておったのですけれども、一番右のあたりについて、有効成分を含む剤についての総使用回数についてきちんと規定する必要がある。それであれば、その部分の書き方についてもきちんとやる必要があるというところで、この一番右の総使用回数について明確化を図り、さらに有効成分に基づいて総使用回数をきちんと規定するという形での今回改正を行うということでございます。

ただ、一番下の事例にございますとおり、もともと例えばナスの病気で収穫前日まで4回散布できる薬があったと。同じように総使用回数は4回以内というふうな表示になっている場合、これについては改正の必要はございませんので、従来のラベルどおりで総使用回数については問題がないということでございます。

このような先ほど申しました期間の問題と、総使用回数の問題につきまして、不明確な部分が残っている分について、今回、明確化を図るということでございます。

次に資料5-2をごらんいただきたいと思います。

このような趣旨につきまして、今回の審議会で御議論いただくこととなりますので、諮問文について読み上げさせていただきたいと思います。

農業資材審議会会長、瀬尾康久殿。

農林水産大臣、亀井善之。

環境大臣、小池百合子。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について（諮問）。

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省、環境省令第5号）の一部を下記のように改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記。

農薬の使用回数を守るべき期間について、は種または植えつけのための準備期間を含むこととするとともに、農薬の総使用回数について有効成分の種類ごとの総使用回数（使用時期または使用の態様ごとに区分された場合にあつては、当該区分ごとの総使用回数）を超えて農薬を使用してはならないこととする。

以上について諮問を行います。

以上でございます。

○本山分科会会長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○田畑臨時委員 林業関係についてお伺いしたいのですが。例えばスギ・ヒノキの場合は、播種して苗畑で1～2年育成した後、山出し苗として林地 植栽します。林業の場合は、収穫までに農薬の使用回数を守るべき期間はかなり長期にわたりますが、こういった場合の総使用回数について事務局としてはどの ようなお考え方を持っていますか。

○農薬対策室長 農薬を使用する者が遵守すべき基準で、食用作物等が対象です。

○田畑臨時委員 では、森林関係は関係ないんですか。

○農薬対策室長 はい。一番最後に参考資料3というのが入っているかと思います。そこを説明すればよかったです。参考資料3の2ページをお 開きいただきたいのですけれども、表示事項の遵守、第2条として「農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等」要するに食用農作物等「に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない」という形でございますので、実際には食用作物というふうにお考えいただければ結構かと思います。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 参考のためにお伺いしたいんですが、今の御説明では非常にあいまいな表現が旧省令であったということ、あいまいな表現をただすために行われるんですけども、従来の表現で皆さんから見られて逸脱した行為といいますか、まき過ぎであるとか、あるいはまく時期が少し早かったとか遅かった という具体的な事例はあったのでしょうか。

それからもう一つは、この遵守すべき項目はよくわかるんですが、遵守させる主体、遵守されているかどうかをきちんと見られる組織、機関というのがどういうところになるのでしょうか。農水省ですか、あるいは農薬を使う方が守らなければならないのですか。それをもし逸脱した場合ですね。

○農薬対策室長 先ほどの第1点の事例の話でございますけれども、実態上、そういう話は聞いておりません。

先ほど言いました説明もちょっと文書表現上という話はあったのですけれども、例えば有効成分における総使用回数というのは、今でもラベルに書 いているものがございまして、実際にはその分をきちんと守りましょうという指導は現場なんかで行われておったので、実態上、それで逸脱する事例はなかったんですけども、どうしても文書を読む限りにおいて、そこが不明確な部分があるではないかという話を受けまして、だったらきちんと文書の方を明確にしま しょうという形で、有効成分の総使用回数はきちんと守りましょうという形で改正するという形でございます。

2点目の現場の指導とか、そういう形につきましては、例えば都道府県もしくは国の組織で言えば農政事務所、このあたりで実際の指導等行ってございます。

○羽隅臨時委員 非常にわかりやすい表現でいいと思うんですけども、この一部改正が実行されるタイムスケジュールはどのようにお考えかと、現 状のラベルと両方が混在したと

きに、これは旧ですよ、これは新ですよという、その辺が現場の中で混乱しないような施策といいたいでしょうか、やり方といいたいでしょうか、その辺についてお願いいたします。

○農業対策室長 確かにおっしゃるように、これがすぐに省令ができて、その日から適用するという形になりますと、これはラベルを全部見直す形になりますので、実際には、例えば再登録のときにきちんと直していくとかいう形で、猶予期間を設けながらやっていく必要があるというふうに考えています。そうしませんと、おっしゃるとおり大混乱が生じてしまうという形になるかと思っております。

○渡戸臨時委員 この定植前の使用と定植後の使用ということで、はっきり明確に書かれるということで、使用する生産者としてはわかりやすい表現になると思うんですけども、これを現在販売されている農薬について、この規制の対象になるものは全体でどのぐらいになるのでしょうか。

○農業対策室長 ラベルをかえる必要があるというものは大体 1,400 農薬ぐらい出てくるかと思っております。

○北原委員 全体の何%ぐらいですか。

○農業対策室長 大体 30%弱ぐらいだと思います。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

○山本委員 より安全性を確保する上で、おっしゃっているように有効成分の種類ごとの総使用回数を明確に制限することは必要だというふうに思います。

例示にありますように、使用回数の表記を改正するには、どうしてもラベルの表示の変更が必要だということがございます。これが流通の末端まで浸透するには、相当時間を要するのではないかなと。先ほど御発言のありましたように、新旧のラベルが混在するというような事態も考えられます。

そういう意味で、やはりある程度の猶予期間といいたいでしょうか、これはぜひ設けていただく必要があるのではないかなと思っております。この辺の猶予期間について、どのようにお考えいただけるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○農業対策室長 先ほど申し上げたところもあるのですが、実際に全部回収してやり直すことになると大混乱を生じますので、基本的には再登録の時点で、ラベルを新しいものにかえてもらうということを考えてございます。かつ再登録、いつからスタートするかということもございますので、その点についても、この省令はある程度周知する猶予期間もあわせて設けたいというふうに考えてございます。

○中村委員 今のお答えでちょっと不明確な点があるんですが、今、山本委員がおっしゃったのは、旧ラベルと新ラベルの混在等々については、猶予期間を設けたり農薬の新規登録のときに最近かえてございます。

素朴な疑問なんですが、新規登録をする農薬と、そうでない例えば農家とかが持っている農薬というのは旧ラベルですよ。そういう現場での混在ということがあり得ないかという疑問があるんですが、それはどういうふうに省令で考えておるのか。一番基本は、混

在するというとか、あるいは移行するスケジュールがちぐはぐだと、かなり現場が混乱するのではないかなという、現場はつくる方も使用する方もいろいろあると思うんですけども。そういう疑念がないかなということなのですけども、それを少しくリアにしていいただければと思います。

○農薬対策室長 その点については、一番疑念をなくすというのは、旧ラベルのものを全部一掃するというのが全然なくなるんですけども、そこま でやることは非常に困難だと思っておりますので、こちらの方から情報提供するような形でやっていくしかないかなというふうに考えております。

○羽隅臨時委員 将来的にラベルにこの登録内容は何年何月現在のものですか、そういう表示を必要とする、そういうのがあると、改正されれば、このラベルはいついつ現在ということなのですが、現在はラベルをつくった時期はいつだというのは、農家の方にあるものはわかりません。そういうところがあると、非常に現場としては指導しやすいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○農薬対策室長 今、明確にそういうふうにすると申し上げることはできませんので、御意見として承っておきたいと思います。

○北原委員 私も混在というのは非常に気になるんですけども、最近はいろいろないいいラベルがありますよね。小さなラベル1つ張っただけでも、古い方かどうかわかると思いますが。そういう工夫がいずれ必要になるのではないのでしょうか。それだったら、そんなにお金もかからないのかなという気もします けれども。今、丸いようなシールで新しいもの、古いものと。

○本山分科会会長 この問題については、昨年、誤表示の問題が指摘されたときに、私も少し勉強したんですけども、法律上、張って修正するということはできないことになっているようです。製造現場でしかラベルの修正はできないと。そうしますと、今はポリ瓶が多いですから、ポリ瓶に熱でラベルを張り付けてしまうということですから、ラベル表示をかえるということは、瓶そのものを全部回収して取りかえる、中身も捨てるということで、非常にむだが多くなるわけです。それで今のような工夫した答弁を出しているのだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○三森委員 今回の総使用回数の遵守については私も賛成なんですけども、参考までにちょっとお伺いしたいのですが、例えば総使用回数3回というふうにした場合、科学的な根拠としては、4回そういうふうにまいた場合に、残留基準値を超えるとか、そういうふうなことが起こった事例というのはあるのでしょうか。

○農薬対策室長 実際には、試験をされているのは、例えば3回になっていけば、3回という形になりますので、それ以上試験が行われていなければ そのデータというのはわかりません。3回の使用で試験がされて、問題がないということで、我々の方は登録を持っているというのが現状でございます。

○三森委員 そうすると、4回以上とか5回、そういうふうな形で暴露されたようなデータはお持ちではないということですね。とにかく3回だったら3回を遵守すると、そういうことでしょうか。

○農薬対策室長 そういうことでございます。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

今の御質問は、恐らく栽培期間の初期の段階で使われた回数というのは、収穫する時点では、ほとんど分解されていますので影響はないはずなので すけれども、しかし、登録のときの残留試験というのは3回ならば3回ということをやっていますので、それを4回というのは安全性が担保できないということ で、こういう非常に厳しい使用基準に改正しようということではないかと思えますけれども。

ほかにいかがでしょうか。

○村田臨時委員 先ほどは遵守させる主体はというふうな御質問があったときに、都道府県もしくは農政事務所ということでしたけれども、遵守規定と実際の現場というのは、なかなか合っていないというのが私たちの本音なんですね。

それで、具体的に都道府県とか農政事務所で、こういう法令が遵守されているかどうかというチェックを、どういうふうに行っているかという具体的な取り組みを少し紹介していただければと思います。

○農薬対策室田雑課長補佐 都道府県の段階につきましては、主な指導機関は、病虫害防除所や都道府県の普及センターがやっております。また、ほかに都道府県の地域の農政担当部署の出先機関がやっている場合もあるんですが、基本的に普及センターの指導ですとか、場合によっては立入検査などをやっているほかに、農薬の残留状況については、都道府県の衛生部局が常時モニタリングをしておりますので、それで何か問題があるような事例があった場合には、農家の使用状況を確認して指導などを行っております。

国としましては、去年の7月に今まで食糧事務所と言っていた部署が地方農政事務所という名前に変わって、これまでもやっておりました農薬の適正使用に関する指導を引き続きやっております。これは全国から農家を4,000戸ほど選定しまして、農薬の使用状況を記帳していただいて、実際に記帳の内容について職員が確認して、その対象農家のうちの一部につきましては、収穫物をサンプリングして農薬の残留分析をして残留に問題ないことも確認をしております。

もちろん記帳については、使用履歴を見て使用基準に違反していないかといったことも確認しております。このような体制で農薬の使用の確認をされております。そのほかにも、いろいろ消費者と直結した農家などにつきましては、生協など、それから指導機関などが使用の指導をされていると。もちろん農協についても、産地の食の安全性を確保する観点から、営農指導員などを中心に農家の指導をやっていると聞いております。

○本山分科会会長 今の点は非常に難しい点で、使用基準を遵守したか、しなかったかをだれがチェックできるのかというのは、非常に難しい課題だと思います。そのために、改正

前の農薬取締法では、使用者責任制度というのがなかったというふうに私は伺っています。

それは、基準を守ったか守らなかったかということを確認する手段がなかったということだったと思うんです。それが無登録農薬の横行問題に端を発しまして、きちっと使用者責任制度が、今度の取締法改正でできたわけですが、それではそれをだれがどうやってチェックするかというのは確かに難しい問題で、今の御説明にありましたように、トレーサビリティといいますか、今、いろいろなところで防除日誌を必ずつけるようにという指導が現場で行われたり、あるいは生産履歴をきちっと記帳するよということは行われていますので、そういう生産記録とか防除日誌とか、そういうものを現場に一番近いところの方がときどきチェックをして、そのとおり行われているかどうかということを確認することではないかと思ひます。

万が一、それが規則に違反したような事例が出てきますと、産地がつぶれてしまうという大変な罰則がかかりますので、それが重しになって、恐らく現場にこういう使用基準を守らないといけないということが出てくるのではないかと私は考えています。

○中村委員 今の部会長のお話はよくわかるんですが、最後の、もし違反をしたら産地がつぶれるような非常に大きな罰則を受けるという、これは法律とか省令に明記されていることなのですか。

要するに、消費者サイドから見ますと、逸脱とか、法令が立派なのはよくわかるのですが、必ずしもその法令は守られないという前提に立っているいろいろな社会的なペナルティーを課すことによって、結果的にその法令をきちんと守ることがあつてしかるべきだと思うのですが、そういう手だてが農薬取締法あるいは省令についてあるのでしょうか。あるいはそれは社会の制裁が増すということなののでしょうか。

この農薬取締法を読ませていただくと、回収命令等々あるのですが、これは製造者とか何とかに課せられている問題だと理解しているんですが、実際使っている方がもし逸脱をした場合に、どういった手だてがあるのかということを重ねてお尋ねします。

○農薬対策室長 実際、罰則規定がございまして、例えば先ほど使用基準に違反したということであれば、直罰規定で3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処すると。

○中村委員 農薬取締法の方ですか。

○農薬対策室長 農薬取締法の参考資料の1が後ろの方でございますが、その第17条でございます。

○中村委員 わかりました。そこまで読まなかった、ごめんなさい。

○農薬対策室長 すみません、私も説明しなかったもので、そちらの方で規定されております。

今、分科会長が申し上げたのは、さらにそういうことをやっているということであれば、当然、消費者の方から総スカンされますので、そういう罰則も当然あるということでございます。

○中村委員 はい、わかりました。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私から、変な質問かもしれませんが、同じ有効成分を2つ別々のメーカーが登録をとったときに、片方は種子処理のような形で登録をとったと、もう片方はそうではなくて、生育段階の茎葉散布というようなことで登録をとったとしたときに、総使用回数とかいうラベルは違ってきますね。これは仮定の質問ですから、そういうときには使う方には誤解は出てこないでしょうか。

○農薬対策室長 そこにつきましては、総使用回数については、例えば苗1回で本田で2回しましても、総使用回数が3回であれば、総使用回数は3回というふうに同じでございます。かつ、実際にデータを供給するところはどこか1つという形になりますので、そこまで3回ということであれば、苗の部分で1回と書いたとしても、総使用回数はトータルは3回ですよという形で明示する形になります。

○本山分科会会長 わかりました。

ほかに皆さん御質問いかがでしょうか。

農薬を使って栽培した食料に関する消費者の安心感といいますか、信頼を回復するという意味で、この委員会の役割は大変重要だと思いますので、ぜひ念入りな議論をお願いしたいと思いますが。

○村田臨時委員 よくわからないのですが、今、現場では記帳とか防除日誌をつけるという機運が高まっているのでしょうか。というのが1つと、成分で5-1-2の中にある、例えばジノテフランを含む農薬の総使用回数が決められていますけれども、そういうのを農家の方は、自分はこの成分を含む農薬を使っているとかいうのが、ある程度認識して、成分の総使用回数を認識して使っていらっしゃるか、その辺が防除日誌とか、記帳のところではわかるような記帳になっているのでしょうか。

○農薬対策室長 先ほどの分科会長の方から話ありましたとおり、無登録農薬事件のときから、かなり機運は高まっています、農取法の世界では記帳しましょうという努力規定みたいな形でやっているんですけれども、現場段階の方が逆に不都合な形になりまして、トレーサビリティの影響なんかもあって、かなり記帳は進んでいっていると思います。逆に、それを徹底していかないと、今度は消費者から求められたときに、何を使っているかわかりませんということ と言えないので、かなり進んできていると思います。

あと、実際農家の方も自分で見ているというのがございますし、先ほど申し上げました例えば病虫害防除所等の指導機関ですとか、あとは農協は営農指導員みたいな形とか、そういうところでもきちんと農薬の使用を守りましょうという形の指導が行われていますので、かなり周知されてきているのではないかと。100%ではないと言われますと、それはまだ100%でない面もありますので、我々も今後もう少し周知徹底を図らなければいけないというふうには考えてございます。

○村田臨時委員 有効成分の認識というのは、農家の方は常に農薬名ではなくて、その成分での認識で使っていらっしゃるのでしょうか。総使用回数はそういうふうな規定ですよ。

○農薬対策室長 実際、農薬のラベルの方にもこれと同じような形で、本剤の使用回数と、

あと何とかの総使用回数みたいな形で入ってございまして、このラベルを見て使いましょうという形になってありますので、そのあたりはかなり意識されていると思います。

さらに実際の現場の指導において、有効成分を含む農薬の総使用回数を守りましょうという指導を、逆に指導の方が先行している面がございまして、意識はされているというふうに思っております。

○村田臨時委員 では、ラベルには有効成分はきちんと明記されているんですね。

○農薬対策室長 ここに、たまたま先ほど例示で入っておりますも、ラベルも同じように何とかを含む総使用回数みたいなものが入っていますので、そのあたりを見て使われていると。

○田畑臨時委員 通年であれば病害虫の防除に薬剤を3回使用すれば収穫は十分保証できるとしてはいますが、たまたま異常気象で病害虫が大発生し、通年の薬剤使用回数ではとても収穫が見込めないといった特別な場合の配慮はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○農薬対策室長 例えば、同じ有効成分の薬で3回しか使ってはいけないよと。でも、どうしても病害虫が発生しているので、同じものをもう一回使いたいと、これは避けてもらうしかありません。

ただ、有効成分の違う薬で、これについて使えますというのも多々ございまして、そちらを使って防除してもらう。病害虫の発生が多いからといって、3回しか使えないものを4回使うということになりますと、これは安全上担保できるわけではございませぬので、それについては使うことは困るという話になります。

ただ、ほかにも有効成分が違うもので使える剤はございまして、そちらの方の剤を選択して防除をやってもらうという形で、実際の病害虫防除をしてもらうしかないと思います。

○田畑臨時委員 そうしますと、有効成分の違う薬剤を使えばよいことにはなりますが、それにしても農薬を投入した総量で考えればかなり多くなり、土壌残留等にも絡みそうな問題もあるのではないのでしょうか。

○農薬対策室長 実際に有効成分の形で定められているというものが、同じ有効成分のもので例えば3回のを4回使ったときに、先ほど三森先生の方からありましたけれども、実際に試験データもなく安全性上の担保がないということになると、それを使うのは困るというお話でございまして。

今おっしゃられているのは、ほかの剤でもう一回足したと言って、通常3回のところを4回じゃないかと。1回多いと。それは農薬の有効成分が違うものを1回使ったということで、それで安全性上の問題があるかといえば、そこに安全性の問題はないわけでございます。別の有効成分のものについて、何回ぐらい使っても大丈夫ということがデータ的に出ているのであれば、それについて別の剤で防除をやってもらうということについては問題は生じないと思います。

さらに、今、農薬の使用回数を減らそうみたいな形でやっておりますので、たまたま病害

虫が多いときに1回ふやしたということについては、それですぐに安全性上の問題が生じるとは考えられないと思います。

○村田臨時委員 今のは多分、総量規制的な考えを今後は農薬取締法の中に持ってこられるかどうかということだと思えますよ。今のは全部、有効成分での規制ですよ。検査結果も有効成分での検査ですから。今、社会的に環境に優しいとかいうことで農薬を使わないものにはなっていますけれども、それを例えば農薬取締法とかそういった中で、総量規制的なものを入れられますかというような御趣旨だと思えますね。

もちろんそれは、今おっしゃった有効成分が違えば、回数を守っていれば法律に違反しているわけではないですけれども。多分、そういう趣旨ではないかと思えます。やはり消費者も私も、お互いの有効成分の作用ということが、余り研究の事例としてよくわからないので、その単一の成分であればこのぐらい使っても有効だけれども、いろいろな成分のものを使うわけですよ。そういったときの不安があるというのは、やはり消費者の持っている不安ではないかなと思うので、総量規制的なところのお考えをお聞かせいただければと思います。

○本山分科会会長 今の問題、消費者の口に入るのは1つの農薬の残留物だけではなくて、複数同時に入る可能性もあるではないかと。それは食品添加物にしても、いろいろなものもみんな同じだと思えますね。その安全性は科学的にどうやって担保できるのかという議論だと思えます。

非常に難しい問題で、日本でもアメリカでもヨーロッパでも非常に頭を悩ませていることだと思えます。そのために、今の安全性のADIのような設定をするときに、安全性の計数を掛けて、そしてADI値を設定されています。

私も何年前かに一生懸命調べたことがあったんですけども、20種類および40種類の農薬をADIのようなレベルで同時にラットに投与して慢性毒性を調べた研究事例があります。名古屋市立大学の伊藤先生という当時の学長がそういう報告を出しております。その結果、やはり何十種類同時に投与しても何ら悪影響は認められないという報告が出ています。これは非常に貴重な報告だと思うのですけれども。それをまた、その後さらに投与する農薬の種類を増やした試験もされたようです。

ですから、現在の安全性の設定の仕方というのは、非常に正しいといえますか、問題がないということをそれは示しているのではないかと思います。

○村田臨時委員 そういうのがもっと出ると、一般の消費者も耳にする機会が多ければ、そういった懸念というか、心配も少しは払拭されるのかなという気がします。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

○三森委員 先ほど渡戸先生がおっしゃった話で、私自身の理解が不十分なのかもしれませんので、ちょっとお伺いします。有効成分3回までを総使用回数として守りなさいとなった場合、先ほどのお話に従いますと、例えば有機リン剤を使った場合は、同一成分の有機リン剤、例えばスミチオンを3回使って、それ以外の同じ有機リン剤を使うことは許され

ていないということですね。

○渡戸臨時委員 いえ、総使用回数ならばいいということですね。

○三森委員 3回以内であれば、ほかの有機リン剤を使ってもよろしいと、そのガイドに書いてあるのでしょうか。

○渡戸臨時委員 そうです。有機リン剤は同じ有機リン剤のくくりでなっています。

田畑委員がおっしゃっていましたが、例えば有機リン剤で3回認められているとしますよね。合成ピレスロイドで3回認められて、IGRで3回認められているとなると、現実的でないですけども、1つの作物に対して9回かけられるわけです。これは非常にコスト面からも労力の面から考えても現実的な問題ではないんです。

○本山分科会会長 法律的には、同じ有機リン系の農薬もトータルの使用回数の中に制限されるということはないと思います。ただ、現場の指導では抵抗性の発達の問題もありますし、同系列の薬は総使用回数の中で使ってくださいという指導をされているんだという御説明になります。

○三森委員 そうしますと、今回農薬の有効成分の種類ごとの使用回数という意味合いは、同一成分で引用されているということですね。

○本山分科会会長 はい、そうです。

○三森委員 例えばピレスロイドAというものを使った場合、3回以内ならピレスロイドBというものも使ってよろしいということですね。とにかく同一の成分で3回までなんだと、理解してよろしいですか。

○農薬対策室長 同一の有効成分です。

○三森委員 それを農業に携わっている方たちには、そのように指導はされているわけですね。

○農薬対策室長 実際には、最近各県で防除指針とか防除基準みたいなものをつくっておるんですけども、その中でさっきの有効成分の考え方も入れて、かつ抵抗性とか、あとは耐性菌の話もありますので、これについては3回使えるけど2回にしておこうという形で、結構バリエーションを持って組み合わせるような形で指導しているのが現状だと思います。そういう意味で、これについては2回だと。実際3回使えれば2回でやりましょう、こっちも2回にしましょうという形で、抵抗性を発達させないという面での指導は行われているかと思えます。

○本山分科会会長 大体、御意見は出尽くしましたでしょうか。

それでは議論も大体出たようですので、皆様の御意見ともし賛同が得られる状況であれば、報告あった内容でよろしいでしょうか。

それではよろしければ答申案を配付させていただきます。

(答申案配付)

○本山分科会会長 目を通していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御異議はありませんか。

どうもありがとうございます。

次に、これから報告事項ですが、除草剤にかかわる農薬取締法施行規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

○農薬対策室角田課長補佐 それでは資料の6をごらんいただきたいと思います。

今回、「農薬取締法の施行規則の一部を改正する省令に関する意見・情報の募集」ということで1枚目に書いてございます。これは何かと申しますと、1枚めくっていただければと思いますが、内容をここに簡単に書いております。

昨年6月に農薬取締法を初めとする食品安全にかかわる法律で一連の改正がございまして、その中で農薬取締法につきまして、議員修正として農薬でない除草剤、いわゆる非農耕地用除草剤と言われているものについて、これが農耕地において御用・流用されるおそれがあるのではないかという国会議員からの指摘がございまして、その適正使用を確保するために、除草剤の販売者の方に、農薬でない除草剤について、1つは容器または包装に農薬として使用することができない旨を表示しなければならないということと、もう一つ、販売所、小売店において、公衆の見やすい場所に同様の趣旨を表示しなければならないということが法律で規定されました。

それは参考資料1の農薬取締法の本文を一度御確認いただきたいと思います。参-1-7でございます。第10条の3というところでございます。

ここは議員修正いただいたところでございまして、改めて確認させていただきますが、10条の3第1項に「除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤）」以下云々と書いてございますが、農薬でないいわゆる非農耕地用除草剤のことを意味しております。これを「販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない」というふうになっております。

また第2項におきまして、今度は小売りを業とする販売者に限っては、また「省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない」という規定がございまして。

それを受けまして関連する条項でございまして、その続きで第10条の4がございまして。この10条の3で規定されている表示について、この規定を守っていないときには農林水産大臣は「除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる」となっております。

さらに、その勧告に従わなかった場合には、第2項で「勧告に係る措置をとらなかったときは」ということで、「この勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」というふうになっております。

この10条の4の規定につきまして、第2項で命令に従わなかったときに最終的にどうなるかといいますと、めくっていただきまして、先ほどの罰則のところと同じところがございます、参-1-12の第17条罰則でございまして。「三」と書いてあるところでございます。

が、「第10条の4第2項の規定による命令に違反した者」という規定がございます。ここにございますように、命令に従わなかった場合には3年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金という先ほどと同じ厳しい罰則がかかるものとなっております。

先ほどの10条の3に戻っていただきますと、「農林水産省令で定めるところにより」と書いてございまして、実はこの法律のこの部分だけ、施行がことしの6月11日ということで、1年を経過した日からということで、これだけ施行がおくれてございまして、その省令を今回定めることとしまして、実はきのうようやくパブリックコメントを出すことができました。

内容としましては、資料6の2枚目にお戻りいただきたいのですが、改正の概要の(1)としまして、容器・包装への表示ということでございまして。「①容器若しくは包装に当該除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票せんをはり付けること。②表示に用いる文字が容器の容量又は包装の寸法に応じ明瞭に判読できる大きさ及び書体であること。③文字の色が容器若しくは包装又は票せんの色と比較して鮮明で明瞭に判読できること」ということとございまして。

販売されている除草剤の大きさは、その用途によりまして大きさは変わりますので、何ポイントとか具体的なものを決めるよりは、いろいろな販売形態に対応していけるように、その容器または包装の寸法に応じた形できちんとわかるようにしてくださいという規定にさせていただきますと思っております。

さらに、先ほどの10条の3第2項にございました販売所における表示も、これもまた農林水産省令で定めるところによりとございまして、ここでの部分も同じように(2)とございまして、「①表示に用いる文字が明瞭に判読できる大きさ及び書体であること。②表示に用いる文字の色が背景の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること」ということとさせていただきますと思っております、これから1カ月の間パブリックコメントを求めた上で、6月11日の法律施行に間に合うように省令の官報による告示をしたいと思っております。

以上でございます。

○本山分科会会長 ただいまの事務局の説明について御質問等がある方はどうぞ。

○行本臨時委員 お伺いしたいと思いますが、非農耕地用除草剤、以前は農薬として登録されていた時期があったと思うのですが、現在、非農耕地用のみに使われる除草剤というのは、登録が全部失効しているのでしょうか。

○農薬対策室角田課長補佐 その件につきましては、以前、行本先生が御指摘のように登録でございます。

その点につきましては、私どももこれに表示をどうさせるかというのを、きちんと今回別途方針を定めて関係業者の方にわかるように通知をしたいと思っております。

○行本臨時委員 今後も登録は続けるんですか。

○農薬対策室角田課長補佐 その点も含めまして、「登録」というのと「農薬として使用で

きない」という表示が重なるようになると、ちょっと混乱を生じるのではないかというふうに思っております。

安全性のデータをとっているという意味では安全性の担保に寄与している点はあるのですが、そこの兼ね合いでどうすべきかという問題は考えて、説明をしたいと思っております。

○本山分科会会長 今のお話はちょっと一般の方には、我々にはわかりづらかったのですが、行本先生が指摘されたのは、ゴルフ場なんかで使う除草剤の話と、それからまがいものの除草剤といいますか、登録も何もとらずに、安くホームセンターで売っているようなものと、その区別のお話ですかね。

ゴルフ場の芝に使う農薬は、ちゃんと農薬取締法の管轄下で農薬登録はされていると思いますけれども、ここで今問題にしているのは、そうでない農薬のお話ですね。

○行本臨時委員 ゴルフ場だけでなく、グラウンドだとか、河川敷はほとんどなかったと思うんですが、いわゆる非農耕地用だけとして登録されたものがあって、今、ここで農薬ではないという扱いになると、先ほど言われましたように、今後、農薬取締法に農薬でないものが入ることになるので、ゴルフ場はちょっと別の問題があると思うのですが、その整理が非常に難しいのではないかなと思ってお伺いしました。

○本山分科会会長 そのとおりですね。ここら辺は事務局でしっかり整理をしていただきたいと思っております。

ほかに、この件についていかがでしょうか。

○中村委員 1つよろしいでしょうか。

このパブリックコメントなんですが、寄せられる手段は、インターネットと郵便とファクシミリと3つ書いてあって、こういうパブリックコメントを求めていますよという案内、プレゼンは過去も含めて今回はどういうふうにやられることになっているのでしょうか。

○農薬対策室角田課長補佐 本日の朝刊にも一部取り上げていただいています。

○中村委員 ええ、出ていますね。あれぐらいですか。

○農薬対策室角田課長補佐 私どもプレス発表してしまして、新聞に取り上げていただくようお願いしているところなんです、それと私どものホームページ等での案内ということでございます。

○中村委員 パブリックというか、新聞等々はわかるのですが、農水省として例えばインターネットのホームページだけなのではないでしょうか。それともほかのいろいろな手だても講じられる御予定がありますか。

○農薬対策室角田課長補佐 一応、ホームページでの発表を主体に考えております。

○中村委員 都道府県等々とか、消費者団体等への周知といいますか、案内というのは考えておられないわけですか。

○農薬対策室角田課長補佐 都道府県の方には、昨日のプレスの時期と同時に、農政局を通じて全部送付しております。

○中村委員 パブコメは、いかに多様な意見を集めるかというのがすごく決め手になると思うんです。ですから、パブコメを募集していますよという周知は、ぜひいろいろなチャンネルを通じてやっていただきたい、これはいろいろなところで申し上げていることなのですが。

それからもう一つ、資料6で気になったのですが、「今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております」という表現があるのですが、寄せられたパブコメの内容によって省令の案が変わることもあるのですか。

○農薬対策室角田課長補佐 それはあり得ると思います。

ですから、いただいた御意見につきましては、同じような御意見は取りまとめさせていただきます場合がございますが、回答をきちんと作成して、また発表するというようにさせていただきます。

○中村委員 細かいことになりますが、その手続はどうされますか。そのパブコメの回答を集めて、それをまとめてどういう決定のプロセスをやるんですか。例えば、省令は変えるということですね。

○農薬対策室角田課長補佐 はい。まず、パブコメの回答を私どもの方で案を作成した上で、きちんと私ども局の幹部で決裁をとります。その上で、その決裁の中身でこれは修正が必要だなというところがございますたら、それを踏まえて対応をすることがあるかと思っております。

○本山分科会会長 今のは大事なことだと思いますので、そう遠慮されずに。

○中村委員 わかりました。

○本山分科会会長 結局、パブコメをしても、いろいろな人に自由な意見だけ言わせておいて、そして役所の方は本当にそれを採用しない場合もあるのではないかという疑念だと思うんですね。

○農薬対策室角田課長補佐 実は、そういう意味では、今回の使用基準省令の改正の部分については、わかりづらいのではないかというパブリックコメントでの御意見をいただいておきまして、そういう御指摘を受けたものですから、やはり改正しないといけなかなということ、これを受けた改正をしているという意味では、きちんと御意見も必要なものは反映させていただいております。

○中村委員 分科会長が今おっしゃっていただいた、そのとおりなんですけれども。

パブリックコメントされた結果がどうなったかということ、ちゃんとこういうプロセスをやりました、こういうふうな結果になりましたということを明確に示していただきたいということでプロセスをお伺いしたんですね。ですから、農水省の方でいろいろ幹部で検討して、こういうふうに変更しましたということが、わかるような形で示してほしいということなんです。それでプロセスを申し上げたんですね。

そうでないと、パブコメを集めたけれども、結果的にそれはどうなったかわからないというのは、パブコメをする方も、では自分の意見というのはどうなったのか。採用された

のか、採用されなかったのかということもわからない。採用されなかったということも構わないんですけども、なぜということがわからないと、次からパブコメをする意欲がなくなるのではないかなという懸念があったものですから。

○農薬対策室長 実際には、パブコメが全部出てきまして、先ほど言ったように、意見を大体類型分けして、その中でこれこれについてはこの理由で は不適合なので採用しませんとか、これはおっしゃるとおりなので、この部分については多少修正が必要ですよという形で、そういう感じではお答えを返して、その上で、例えば省令なんかでいじるべきところはいじるという形で対応しています。

○中村委員 わかりました。

○山本委員 一緒なんですけれども、この6-2の7行目でございます。「公衆の見やすい場所に非農耕地用除草剤」と書いてありますが、その上の 行の「容器又は包装」これは個々の除草剤ごとに当然表記にすることになるんでしょうけれども、ここの「公衆の見やすい場所に非農耕地」これはトータルとして、何かそういう表示をすればいいのでしょうか。それとも個々の除草剤ごとに表示することになるんでしょうか。

○農薬対策室角田課長補佐 売り場におきまして、別途製品に出すだけではなくて、売り場でここに売られているコーナーのものはこういうものがございます、農薬として使用できないものがございますという旨の表示を、また別途小売店でやっていただくという意味でございます。

○山本委員 トータルということによろしいのでしょうか。

○農薬対策室角田課長補佐 そうです。

○山本委員 今、お答えの中にコーナーという表現があったのですけれども、昨年の分科会で私ちょっと申し上げたんですが、例えば壁とかに表示を すると、果たして見やすい場所に張っているつもりでも、それを目にする人と、一切そこら辺を見ないで、目線を買うものだけに持って行って選ぶというような 購買の対応といたしまししょうか、そういうふうなことが十分考えられるわけですね。したがって、その陳列の場所などについても、はっきりと分別して陳列するよ うな御指導はいただけないのでございましょうか。

いわゆる登録をとった農薬の除草剤と一緒に場所に、しかも堂々と真ん中に陳列するような形で、もし陳列されておれば、間違っ て家に持って 帰ってしまう。見れば確かに容器には書いてあるんですが、買う段階でこれはそういう農薬に使えるんだということを認識して買えるような、陳列の仕方とい うことについて、何か指導をお願いできないものかなということでございますが。

○農薬対策室角田課長補佐 この法律による改正をいただく前に、私どもだけではなくて、厚生労働省、経済産業省とここにおります環境省と4省 で、「非農耕地専用と称する除草剤の販売について」という文書を、ホームセンター等の関係団体等に派出しているところでございます。これは昨年2月28日付で4省庁の名義で出しております。

その中で、いわゆる非農耕地専用除草剤を農薬として誤解して購入されないよう、商品

の陳列に十分注意することというふうなところをきちんと書いておきまして、要は分別して売るとか、そういったことを文書でお願いもしておるところでございます。ですから、この文章そのものはいまだに生きておりますので、そういう販売がなされているものと私どもは思っております。

○本山分科会会長 いかがでしょうか。

○羽隅臨時委員 一般の方々には除草剤は農薬だという認識が非常に強いわけですよね。その中で除草剤を農薬として使用できないというと、よくわからないんですよね。本来、農薬じゃないかと。それを農薬として使用できないというのはどういう意味かなということ、かなり現場の中では説明していかないと。

そういうことで、いわゆる非農耕地用除草剤について農薬として使用することができないということはなかなか理解されないの、草を枯らす化学物質は農耕地には使えませんよという、何かちょっと逆の何か一ついいアイデアはないでしょうか。草を枯らす化学物質は農耕地には使えませんとか。

要するに、先々種をまく、何かを栽培しようとする場所では、使用できないものですよという理解をもう一つインパクトあるように、例えば表示のところで除草剤を農薬として使用することができませんと大きく書いてあっても、「除草剤は農薬でしょう」という意識が非常に強い中で、どう御理解を持っていただくか。そのところは現場の中ではかなり説明が必要なんです。除草剤は農薬だというイメージが非常に強いですから、何か一ひねり、ぜひ何かアイデアをちょうだいできたらと思います。

○農薬対策室角田課長補佐 今、羽隅委員からも御指摘いただきました「農薬等」という言葉と、もちろん農薬としての除草剤もありますので、「農薬でない除草剤」というのと2つ除草剤があるという、なかなか一般の方にはそういうのは理解されていないのではないかと御指摘かと思えます。

私どももそこは真摯に受けとめて、毎年6月には農薬危害防止運動等やっておりますし、その内容がより周知されるように、都道府県を通じて、もしくは私どもの地方農政事務所等を活用して、そういう周知にはきちんとやっていきたいと思えますし、説明漏れについては、もしいろいろなお知恵がいただけるようでしたら、パブリックコメントなんかでもいただいたアイデア等を参考にさせていただきたいと思っております。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

○三森委員 非農耕地用除草剤を表示するということに関しては、私は賛成です。安全性が担保されていない非農耕地用の除草剤を使うということは、やっぱり避けるべきですので、そういう面ではこのように明記すべきだと思います。

参考までにお話を聞かせてください。もし、そういう販売所に行って、非農耕地用の除草剤を購入して、農耕用に使ってしまったという場合のチェック体制はどうされているのでしょうか。例えば、名簿か何かつくられていて、販売するときにはいつ買いましたとか、そのような記録をつけるよう指導しているのでしょうか。あるいは実際に散布した場合、

それをどうやってチェックされていらっしゃるのでしょうか。

○農薬対策室角田課長補佐 一般の小売店においてだれが購入するということを帳簿という形で、そこまでの義務づけは私ども法律の中にはもちろんしておりませんし、もともと農薬でない除草剤は農薬取締法の法の外にございますので、そこまでの義務も課せられません。

あとは、先ほどありました都道府県と私どもの出先による現場での指導で、何を使ったとか、場合によっては空の容器が残ったりしているというのがあったときに、それを見て、どこに使ったんですかというのを私どもが視聴等によりチェック、もしくは本人に対する確認を行うことによって、その事実を申し上げますれば、それは農薬として使用してはいけないものですということを指導していくということになります。そういう現場での確認ということになろうかと 思っております。

○本山分科会会長 よろしいでしょうか。

私、ちょっと質問がありますけれども、非農耕地用除草剤の中に二通りあって、先ほど行本先生がおっしゃったように、ゴルフ場で使われるものはちゃんと農薬としての検査がされているわけですね。そうでなくて、ホームセンターで安売りされている農薬登録もされていない、そしてゴルフ場の使われる除草剤のような検査もされていないと、そういうものは法的にはどなたが監督できるのでしょうか。

これは農業ではないから農水省ではないのでしょうかけれども、環境省ですか。そういうものをやたらめったら使われると、やっぱり環境に悪影響が出てくる可能性もありますよね。法的にはどこが所管なのでしょうか。

○農薬環境管理室長 環境省ですけれども、お答えします。

まず、それがもし毒物・劇物に当たるのであれば、毒物及び劇物取締法で規制されますが、それとは別に一般化学品であれば、化学物質の審査及び 規制法という法律もあります。例えば農薬取締法とかあるいは薬事法のように、個別の化学物質が農薬なり医薬というように用途を持って開発されるものは用途 別の個別法で規制されていますけれども、化学物質の審査及び規制法は、その用途に関係なく、まず化学物質として製造しようとしたときに届出する制度でございまして、その際に分解性とか、蓄積性とか、有害性について審査します。さらに昨年法改正されまして、ここに生態毒性ということで、魚類とかミジンコとか 藻類に対する毒性も加わりました。こういったものもみまして、その程度によって例えば高蓄積性で難分解性で、さらに長期毒性がある場合には、PCBとか、ドリン剤のように改正前の法律でいうと第一種特定化学物質に指定され事実上製造販売禁止になるような規制があります。ですから、非農耕地用除草剤に話を戻しますと、これは先ほども話しありましたけれども、個別法で今は規制できない状態になっておりまして、こういったものを製造しようとした業者は、まず化学物質の審査及び規制法に基づき届け出をする必要があります。その後、蓄積性、難分解性、さらに有害性について審査し、その結果によって色々な規制を受けることとなります。審査の結果問題なければ、規制はないというこ

とでございます。

○本山分科会会長 ありがとうございます。

大分時間もたちましたので、ちょっと先へ進みたいと思います。

次に、マイナー作物に関係するところで、農薬登録にかかわる新規評価の状況について説明を願います。

○農薬対策室角田課長補佐 それでは資料7をごらんいただきたいと思います。マイナー作物農薬登録対策についてでございます。

もう一作年になりますが、農薬取締法の改正によりまして先ほど御審議いただきました農薬使用基準省令の中で、食用作物について適用作物以外の農作物に農薬を使ってはいけないというふうに罰則をもって禁止されているところでございます。ただ、一方でマイナー作物につきましては、使用可能な農薬が限られているという実態にございまして、その生産に懸念が生じていたところでございます。そのため、私どもの方ではマイナー作物への農薬登録が進みますように、1つは2の①にございますように、「類似性の高い作物をグループ化」ということで、グループごとの農薬登録ができるシステムを導入するというシステムをとりました。もう一つは、農薬使用基準省令の参考資料3、参-3-7ですが、経過措置第3条のところで、経過措置という措置を設けまして、農林水産大臣が承認した場合には法施行後2年程度、マイナー作物について適用がない農薬についても、使えるような仕組み、一定の安全性を担保するもとで使える仕組みを設けたところでございます。

この間、私どもの間では、経過措置の期間中に当然農薬登録をとっていかなくてはなりませんので、データの作成について、都道府県等を中心にお願いしておりまして、今、そういうものが進みますように、3の①にございますように、マイナー作物等農薬登録推進協議会というものを設置しております。これを都道府県レベル、地域レベル、中央レベルの3段階に設置しておりまして、その間で適用拡大に必要なデータの作成を、どこでどういうふうに分担するかということなのですが、そういうことを今やっております。

さらに、私どもの方でマイナー作物への残留試験の実施に対する助成制度も設けているところでございます。

1枚めくっていただきまして、7-2横表になっております。先ほど申し上げました経過措置の部分については右肩の方でございますけれども、昨年12月末までに最終的な承認をほぼ終えました。組み合わせが約9,000件に上りました。ただ、これは農薬と作物の組み合わせで、県ごとに全部延べでカウントしておりますので、重複がかなりございます。そういったものについて、今整理した上でお互いの県間でのマイナー作物等農薬登録促進協議会での調整を図って、個々の点でどの試験をやるかというふうなことをメーカーに協力要請もお願いしながらやっているところでございます。

これらの試験等の実施状況につきましては、私どもの方で逐一これからどんなものについて試験がやられているかというようなことについて、情報提供はきちっとやっていき

いと思っているところでございます。

以上のようなことで、マイナー作物への適用拡大が円滑に進みますように、残された時間も少ないものですから、全力を傾けて適用拡大につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○本山分科会会長 ただいまの事務局の説明について御質問等のある方はどうぞ。

○赤松臨時委員 よく知らないのでお伺いするんですけども、特にこのマイナー作物で問題になっているというか、そういうのは具体的には一体どういうのがあるのでしょうか。

○農薬対策室長 どういうのがというよりも、各産地で細かい例えばハーブ類みたいなものもたくさんありますので、実際につくっている面積が少な ければ登録されている農薬なんかも少なくなるので、それときちんと農薬登録適用拡大を進めるというのが大きな問題で、この作物云々というよりも、そういう ふうに農薬登録のないようなもの、もしくは1つ2つしか農薬登録がない重要な作物がたくさんあるというのが一番の問題点であるというふうに認識しております。そういう点では、数は非常に多いです。

○本山分科会会長 いかがでしょうか。

今までは、農薬取締法の中の使用基準というのは、遵守することが望ましい基準だったと。これからは遵守しなければならない基準になったという ことで、従来はマイナー作物の農薬というのは、メジャー作物に登録のあったものが準用されてきたと思うんですけども、これからはそれができないというこ とで、それぞれ作物登録をとらなければいけないということで変わってきたわけで、そのためにはいろいろなお金もかかりますし、大変な試験が必要なわけですので、それを今、協議会をつくって農水省の方は全力で取り組んでいるというのが実情ではないかと思えます。

どなたか御質問はございませんか。

○羽隅臨時委員 1つよろしいですか。

第2条の使用者は、今食用の問題でマイナー作物対策なんかもしていますけれども、非食用はこれには該当しないでしょうけれども、やはり適用が ないのに使用するのはいかなものかということで、なるべく登録のあるものにしてくれという経過ですと来ているんですけども、食用対策はあるけれど も、非食用対策は—法律から言ったらこの食用に供される農作物についても、適用作物の範囲は守りなさいというふうになっていますので、非食用は罰則の範 疇ではないような気がするんですけども、やっぱり守らなければいけないという、そこは明確ではないものですから。非食用作物は、どうしても適用作物を遵守しているのが現状なんですけれども、そうすると適用薬剤が少ないという状況をどう話を進めたらいいかをお伺いしたいと思います。

○農薬対策室長 まさに非食用の話だと思うんですけども、実際に非食用のものについても、農薬の登録が少ないという問題がありますので。実 は、先ほど経過措置の関係で、食用作物の方でこれだけあるという話をしていたんですけども、実際に非食用の方も登録されている農薬が少ないということは あります。これについても、食用の部分についても、

今は県とかもしくは市町村、JA、あとはまさに農家の方々、そういう方々が協力し合っ
て試験のデータを とって適用拡大を進めようという形で進んでおります。

非食用の部分についても、実際の現場段階で、これは県なんかと協力しながら一部のもの
については適用拡大を進めているところがございますので、そちらの方で少しずつ進め
てもらふ必要があるかと思っております。

○本山分科会会長 今回のことは非常に難しい問題で、当面は食の安全ということで、食用作
物を先に取り組んで、同時に先の問題として非食用作物についても登録を拡大していくと
いうふうになっていくのではないかと考えていますけれども。

○行本臨時委員 マイナー作物に限らないんですけれども、特に野菜の関係は年々新しい作
物が出てきますね。それで前にグループ化という話もあつ たんですけれども、今後、当面
の経過措置が過ぎまして、その後は名前のついた作物に対してはこうというふうに決まる
と思うんですが、そういう新しい、特に アブラナ科の野菜なんかについては、今後どうい
うふうにやられるんでしょうか。

○農薬対策室長 先ほどグループ化という話を申し上げたんですけれども、例えばどちらか
というとアブラナ科みたいなものについて、掛け合わせて 新しいものをどんどん生んでく
るといふのができるように、例えば非結球のアブラナ科みたいな形ですね、基本的に似てい
るものについて、新しいものが出たので 1個1個やるというのは非常に非効率的だし、非
論理的なところもあるんですね。そういうものはグループ化で対応が必要かと思っていま
す。

さらにグループというのは11 ぐらいのグループを設けておるんですけれども、さらには
技術会議などの協力も得て、さらなるグループ化を進めて いきましょうと。単にこれこれ
とまとめるということではできませんので、当然、サイエンスの世界でまとめる必要があり
ますので、その部分は技術会議さんなんかにお願ひしながらグループ化をさらに進めてい
くという措置をとっていきたいと思っております。

○行本臨時委員 そうしますと、今後は、例えば今、1つの作物というふうに考えられてい
るものも、今後はグループ化で少し大きなグループになる可能性もあるわけですね。

○農薬対策室長 それもさっき言ったみたいに、技術会議なんかの方で詰めていって、同じ
グループとして扱うもので構わないという形になれば、それはグループとして扱う形にな
ります。

○行本臨時委員 わかりました。

○三森委員 今回の作物のグループ化の件についてお伺ひします。細かいものすべてに対して
作物残留試験をして、それで残留基準値を求めていくといふのは、確かに論理的ではない
と思うんですけれども、この方向性は農水省だけですか。米国あるいはヨーロッパ、欧州
でも作物のグループ化という方向性で規 制されているのでしょうか。

○農薬対策室長 アメリカとかヨーロッパでも同じような形でやっているらしくて、さらに
我々の方よりも向こうの方が、発想的には早くそういうことを進めておるといふふうに聞

いてございます。

○三森委員 WHO、FAOやJMPRも残留農薬基準値を作成していますが、そこでも既にグループ化されているのですか。

○農薬対策室小倉専門官 JMPRにつきましては、データセットにもよるんですが、セムポピュレーションという考え方をしています。基本的に ポーンフルーツとかストーンフルーツ、核果類ですとか仁果類ですが、ある程度まとまった残留傾向が見られるということであれば、一つのグループとしての扱いをしていますし、まとまったグループができないと考えれば、リンゴならリンゴ、梨なら梨と分けた形での基準値をつくることになりま

す。

ですので、やはり残留傾向はある一定の傾向があると判断できさえすれば、グルーピングを行うことは基本にございます。

○池田臨時委員 すみません、マイナー作物について質問したいと思います。

今まで食用作物のことだけで議論を進めておりましたが、先ほどちょっと非食用食物について触れられましたが、やはり非食用の中で主に花と花木、街路樹等、こういったものになると思うんですが、そこ辺の方向がちょっと見出せなくて、各県も非常に苦慮しているのではないかなと思うんです。私も個人的には、例えば植木屋さんであるとか、市町村から、かなり問い合わせがあるんです。ということは、街路樹の防除をどうしたらいいか、公共の土地の防除をどうしたらいいか。そういうものが非常に県の方からもしっかりとした指導が足りないという事例がかなり出てきています。そういうことがありますので、大変なことだと思いますが、およその目標というか、整理する目安はお示し願えないでしょうか。

今、食用作物につきましては、一応2年目で暫定期間が終わって、そして3年目から非常に厳しくなるわけですが、これが終わってから次にやると。およその目安を立てておかないと、このままでありますと3年目以降は、全く花であるとか花木というのは非常に厳しい状態に置かれることになるだろうと思います。

もう一つは、2年目で一応登録促進というのが終了するのですが、これで果たしてやっていけるかなというのが私の感じるところなんです。恐らく3年目にかかなりまだ積み残しの問題が各県等から出てきて、その問題についてまた大きな要望があるんじゃないかなと思うんですが、今、頭が痛いところで、できればお答え願いたいのですが。

○農薬対策室長 確かにおっしゃられた非食用の方をどうするかということですが、けれども、実際に各県なんかを中心に取り組んでもらっているんですけれども、どうしても人的資源にも当然限りがありますし、金の面でも当然限りがありますので、急ぐものからとにかくやっていくしかないというのが現状だと思っています。

例えばマイナー作物の場合なんかですと、農薬登録が全くないという作物もございますので、最低1つとか2つとにかく適用拡大をして、農業生産が守れるようにするというのが第一義的にあると思いますし、その次に来るのが、今度は実際に例えば抵抗性の発達の

早いような病害虫があれば、ローテーションでやっていく必要があるということになれば、第2、第3の農薬登録という形も出てくるかと思えます。

先ほどちょっとお話でもあったとおり、まず食の安全を第一に考えるということであれば、食用作物に全力を投入していく。これを分散して、非食用も確かにやらなければいけないんですけれども、そちらの方に大きな力を割けば、当然食用の方に手が回らない形になってしまいますので、ある程度は食用の方に目安をつけてからという形になるかと思えます。

一部どうしても急ぐんだというところは、これは各県に聞いたんですけれども、確かに実際に困っている農家の方々なりJAの方々が、自分たちもお金を出しましょうとか、自分たちも協力しましょうという形で、農薬登録の拡大を進めているという現状もございます。単に、県でやれやれとか、どこかでやれやれというのではなくて、本当に困っているのであればみずからお金を出して、当然、農薬登録拡大に向けて進めていくというのは重要なポイントだというふう に思っております。

また、経過措置につきましても、確かに限られた期間でありますけれども、今の各県連携をして適用拡大をとにかく進めていこうという形でやっておりますし、また経過措置の中には先ほど言いましたように、今とにかくやらないと使える農薬がなくなってしまうというものもありますけれども、第2、第3番目でもいいんだよという要望もありますので、まずはとにかくそれがなければその当該作物が生産できなくなるというものを、とにかくこの限られた時間内で つぶしていくという形でスケジューリング的には考えるしかないと思っております。

○本山分科会会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。

今度は、特定防除資材の話題ですけれども、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」等について事務局から説明を願います。

○農薬対策室田雑課長補佐 それでは資料8-1をごらんください。

「特定防除資材の指定のための評価に関する指針」につきましては、去年の4月以来、この農業資材審議会と中央環境審議会の専門家による合同会合を開催して検討してきているところですが、この評価指針について、昨年6月の農薬分科会で検討いただいた案について、去年の8月からパブリック・コメントを実施しまして、意見を募集しました。この意見募集に関しては、評価指針のほかに、農薬でないと言われるもの、また農薬として使用すべきでないもの、また 特定防除資材に指定された資材に関する情報提供や表示の指導のあり方についても意見を聴きました。この結果、18人から、意見ごとに分類しますと39件の意見をいただきました。

8-1-2をごらんください。

意見の数が多いため、かいつまんで説明させていただきますが、まず、評価指針自体に

ついで意見がかなりありました。

最初の意見ですが、補助成分についても化学合成されているかどうかにかかわらず、安全性が確認された場合は、特定農薬として認めるべきであるということにつきましては、化学合成物質については特定防除資材の対象に含めないとしているところで、補助成分など薬効が確認できない物質については、特定防除資材に該当しないものと考えますと整理しております。

2番ですが、食品や食品添加物などの安全性に関する資料の除外につきましては、食品添加物だからといっても安全性が認められると判断することは困難であり、また食品などについては一部の試験を省略して評価することもできるとしております。

また、実際に販売されている資材の積極的な認可につきましては3番の方で問われておりますが、これについては、薬効の有無について適切に評価する必要があり、公的機関で試験を実施したことだけで、特定防除資材に指定することはできないとしております。

次のページの4番の薬効が少しでもあれば認めてもいいのではないかという意見につきましては、薬効についても評価する必要があり、その目安として防除価を50とする必要があると整理しております。

5番の、水産動植物に関する安全性試験のデータ要求に関してコイとミジンコのデータの両方が必要かという質問については、脊椎動物と無脊椎動物で毒性の発現程度に差があるので、原則としては両方のデータが必要としております。

6番は、特定防除資材の表示の義務が必要ではないかという意見で、法律上特定防除資材については表示は義務化されておりましたが、製造者、販売者に対して表示の指導を行うこととしております。

7番は、海外の資材については、文献をもとに評価をしてよいのではないかという意見で、評価に足るものであれば、評価に必要な資料として認めると考えております。

それから8番、9番は、農業以外の分野で使われている防腐剤や保存剤などについての考え方を問われたものですが、農薬としての使用実態などのないものについては評価の必要はないが、使用される実態または予定があるのであれば検討の対象になると整理しております。

次の10番の、使用者及び消費者ともに安全であることが必要であるということについては、全くそのとおりで指針に基づいて安全性の評価を行っていくとしております。

その次が、使用実績があるものについては、成分分析をして安全なものを認めてよいのではないかという意見で、これに対しては、成分分析の結果だけでなく、資材そのものの安全性の評価も必要だと考えております。

12番、13番は類似の意見で、個別の製品名で認められるべきではないかということですが、これについては原材料の種類ごとに指定することが適当であり、原材料ごとに安全性に関するデータが必要と考えております。

14番は、微生物の扱いについてですが、微生物については安全性の問題などから適用作

物等が明確な登録農薬とすべきと整理しております。

15 番は、農薬登録の実績がある資材については資料の提出が免除されるべきではないかという意見ですが、登録農薬との同一性の確認や推定ができるものでなければ、資料の提出を免除することはできないと考えております。

16 番は、先ほどの7番に近い意見ですが、他国政府などで指定されているものについては、資料の提出は免除対象になるのではないかという意見です。これに対して、国外で登録がされている農薬であるということで資料を免除することは、薬効や安全性などの面で問題があると考えております。

17 番は、医薬部外品などで殺虫効果に関係するデータがあるものについては、農薬としての薬効試験のみを実施すれば認められることをすべきではないかという意見ですが、医薬部外品としてデータ提出されているものでも、それで安全性の提出を免除することは適当でないと考えております。

18 番の、薬効は科学的に確認できないものについては、指定すべきではないという意見については、そのとおりと考えています。

19 番については、有効成分や量に関係なく、資材そのものを評価すべきではないかという意見ですが、これに対しては、有効成分及びその他の成分の種類や量が判明していれば、そういった知見を踏まえて評価すべきと考えております。

20 番は、毒性に関する考え方に関する意見で、資材中の毒性にかかわるとされる物質の割合を求め、その逆数を乗じた値を資材の毒性値とみなすこととしてはどうかということですが、物質の毒性は濃度に比例して高くなるとは限らないので、不相当だと整理しております。

21 番は、これまでにご紹介したものと同様、既存の文献等で信頼できる資料があれば、その利用を認めてはどうかという意見で、これについては、認めることとしております。

22 番は、天然物であれば、毒性試験の一部について実施しないこととすべきではないかという意見ですが、天然物であっても人畜に有害な影響を与えるというものは存在するので、科学的な毒性の評価が必要だと考えております。

23 番は、化学合成物質を原則として検討対象から除くとしていることについて、化学合成物質に入る可能性があるものでも農林水産加工品として定義するような、農林水産物から抽出したり酵素や酸や塩基などによる加水分解などで作り出したものについては、対象から除くべきではないという御意見です。これについては、化学合成された物質かどうか、個別に検討して判断することにしておりますので、指摘のあったようなものについてすべて検討を対象外とされることはないと考えております。

24 番は、作業の進捗状況や資料をホームページなどで公開するべきでないかという意見で、合同会合やこの農薬分科会は、原則として公開して開催するという形での公表を考えております。

25 番は、広く民間から情報を受ける場と機会を設けるべきという意見で、これに対して

特定防除資材の評価に関する情報提供は有益なことであり、積極的に情報提供いただきたいと考えております。

26番は、15番に近い意見で、既に登録された実績のあるものについてはデータの省略ができるのではないかとありますが、特定防除資材は特に使用規制措置を講じなくても問題はないものが指定されるものであり、一方で登録農薬は限定された使用方法を守って初めて安全性が確保されるもので、両者は本質的に違うものであって、こうしたものも個別に評価を行っていくべきと整理しています。

27番は、変異原性試験の必要性について、天然物であれば要らないのではないかと、また食品由来の抽出物では省略できるのではないかとという意見ですが、変異原性試験で陽性となった場合については、その物質が変異原性や発がん性を生体内で引き起こす可能性があるため、さらに安全性を確認する必要があるとあり、こういったものについては人畜に影響がないことが明らかだという定義に入らないために、特定防除資材の要件を満たさないと判断されると整理しております。また、天然物だからといって人畜の有害なものは存在するので、評価を省略するのは不相当と整理しております。

28番につきましては、使用後の実環境中における考察が必要ではないかとという意見ですが、必要に応じて環境残留データも収集して評価していきたいとしております。

29番、特定防除資材の規制について、登録農薬のように使用法どおりに使用しないと処罰の対象になるのかという御質問ですが、これは、使用者が遵守すべき基準の対象となる農薬ではないので、罰則のかかる使用規制はないものになります。

30番からは個別の資材の早期指定に関する意見ですが、木酢液や除虫菊粉末などについては過去に使われた実績があり、早期に指定してほしいという意見です。これに対しては、長期間使用されてきたことで安全であることを科学的に証明することにならないと考えておりますので、安全性などの評価を行った上で指定すべきと考えております。

31番は、木酢液について、安全面から蒸留木酢液を検討の対象とすべきではないかとという意見です。これに対しては、木酢液についても特定防除資材としての要件を満たすものと認められれば指定されることとなりますが、木酢液については品質や成分にばらつきが大きいとされることから、何らかの製造に係る基準を設ける必要があるかどうかも含め、合同会合の場で検討いただくことを考えております。

32番も同じ木酢液に関するご意見です。

33番は、農薬でないものについての意見で、ケイ酸肥料に耐病性が向上する効果があるという資料を示したことに関してリン酸肥料も同じではないかとという御意見については、副次的に病害虫の抵抗力を高めるような資材で、一般的に植物に栄養を与える目的で使用される肥料は農薬でないと考えられると整理しております。

その他、募集した指針に関する意見には該当しなかった意見をその他として整理しております。

34番は、特定農薬制度を廃止すべきであるという意見で、これにつきましては、法改正

で無登録農薬の使用を禁止した際に安全性に問題ないものまで農薬登録を求めるのは過剰規制であるということから規定された、必要な制度であると考えております。

35 番については、農薬の定義を化学合成農薬を主とするものに改めて、有機農業において使用する薬剤と天敵は一括して農薬取締法の適用から除外すべきでないかという御意見ですが、農薬として製造・流通・使用されるような資材については、適正な品質の確保や安全性の確保が必要なので、農薬取締法の対象外とするのは不相当と考えております。

36 番は、食品は農薬にならないのではないかという意見ですが、これについては、食品であっても殺虫や殺菌等の効果を持つものはあり、従来から農薬取締法によりこういった資材を規制の対象としてきたところで、定義の変更の必要はないと整理しております。

37 番は、天敵について適用除外すべきだということで、35 番に近いものですが、天敵微生物についても適正な規制の必要があると整理しております。

38 番については、既に天敵が特定農薬として指定されているが、これはそもそも農薬ではないのではないかという 37 番と同様な意見ですが、天敵についても防除に用いる場合の品質の確保や、人畜、水産動植物への害のあるものはあるため一定の規制を行う必要があると考えております。

最後の 39 番につきましては、特別栽培農作物の定義から見て、特定農薬によって農薬概念が混乱するのではないかという御意見ですが、これに対しては、特別栽培農作物に係る表示ガイドラインが平成 15 年 6 月に改正されており、特別栽培農作物を化学合成農薬を減じたものと定義していることから、特定防除資材については、これは「農薬」ではあっても、化学合成農薬でないものとして扱われておりますので、農薬の概念に混乱をもたらすものではないと整理をしております。

こういった形で、パブリックコメントに対する回答を行いました。現在、農水省、環境省のホームページに掲載しております。

資料 8-2 は、御参考までに昨年 6 月のこの審議会で検討いただきました指針の案をつけております。現在、この案につきましては、指定作業に関する書きぶりなどについて、現在検討を行っているところです。中身としては、指定の際に必要な資料などの概要を示しているところです。この指針の決定に併せて情報提供を呼びかけるアナウンスなども予定しておりまして、そういった一連の手続きについても検討しているところです。

大変長くなりましたが、以上です。

○本山分科会会長 ただいまの事務局の説明について、御質問等ある方はどうぞ。

いかがでしょうか。これも非常に難しい問題も含んでいますので、役所の方は大変苦労されていることと想像しますけれども。審査にかける優先順位というか、何か決まったものはございますか。まだそこまでは行ってませんか。

○農薬対策室田雑課長補佐 現在、指針案でお示ししているとおおり、資料でいいますと 8-2-1 の 2 のところになりますが、評価対象資材の評価優先度としては、安全性に懸念があるもの、資材が普及しているものと、資料が整っているものというのを優先するという

ことで考えておりました、まだ評価できる資料が整っているものがあまりない状況にあるということです。

○本山分科会会長 では、まだ具体的はどの資材を先に、その次に何をというところまでは決まっていないということですね。

○農薬対策室田雑課長補佐 そうですね。

○本山分科会会長 どなたか御質問ございますか。

この特定防除資材もビジネスチャンスと考えている業者の方もたくさんおられるようですので、そういう方は進歩が遅いなと焦っているかもしれませんけれども、しかし、審議会としては消費者、生産者に対してきちっと安全性を説明する責任がありますので、やはりこれは慎重にやっていきたいと考えています。

よろしいですか、どなたか。

それでは、御意見ないようですので、次に農薬登録に係る新規評価の状況について、事務局から説明を願います。

○農薬対策室角田課長補佐 資料の9をごらんいただきたいと思います。

昨年6月の法改正の前までは、農薬につきましては登録申請がありましたら環境省の方に登録保留基準を作成していただき、それをもとに私ども登録のための検査を行い、安全性の確認されたものを登録して販売されていたという状況でございます。ただ、昨年7月以降は食品安全委員会ができましたし、残留農薬基準が設定されて、それから登録をするというふうな仕組みに転換いたしましたので、それを図にしております。

簡単に申しますと、農薬の登録申請がございましたら私ども受け付けた後、厚生労働省にその申請の連絡をするというのが、厚生労働省の一番上に矢印が伸びているところでございます。それを受けまして、厚生労働省の方では私どもの方に食衛法の7条に基づく資料提供をいたしまして、私どもが毒性のデータを厚生労働省に送ると。それから厚生労働省の方から食品安全委員会の方に毒性評価についてのリスク評価をお願いするということになっております。食品安全委員会の方で、専門家の先生方にADIの設定についての議論をいただきまして、その後設定されたADIをもとに、今度は厚生労働省の方で残留基準値案をつくるということになります。

今までと違いますのは、そこに書いてございますが、その後、基準値案についてはWTO通報、パブリックコメントという、これは残留基準については今までなされていたことですが、登録の前に必ずしもこれが私どもは義務ではなかった部分が、今までと期間的な部分では若干手続上変わってきているところでございます。

それから残留基準の設定から施行までの期間が幾らか置かれるということでございますので、基準値が施行されて私どもの方が登録という手続ができるというふうな仕組みになっております。食品安全委員会の農薬専門調査会における現在の審議の状況でございますけれども、昨年の10月27日に第1回目の専門調査会が開かれて、先月末まで6回開かれておりますけれども、新規農薬の毒性評価は今まで7剤が審議をいただいております。

剤については評価が終了しております。現在、厚生労働省の方での基準値作成の方に順次回っていると承知しております。

そういうことで、私どもの農薬の登録について、今までも見ていただければわかりますけれども、若干時間がかかるようにはなっていますが、その分透明性が確保されて信頼されるようになっているものと私どもの方では理解しております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○本山分科会会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について御質問等がある方はどうぞ。

○佐々木委員 流れについてはわかったのですが、実際に厚労省の方で暫定基準といえますか、コメントの締め切りは終わりましたが、基準値の発表をしていますけれども、それに伴って例えば農水省の方で実際に流通している作物が、あれに耐えられる状況かどうかという検査の実施とかというのは やっていらっしやらないのでしょうか。

○農薬対策室角田課長補佐 それは分析をしているかということでございますか。

○佐々木委員 そうです。

○農薬対策室角田課長補佐 まだ暫定基準という案ではございますけれども、少なくとも今、私どもの方で、環境省が持っている登録保留基準の中で おさまるように、農薬の使用方法は設定していますので、今回の暫定基準が登録保留基準よりも厳しくなると、今までの登録法がおかしいということになりかね ませんので、そこが反映されるようにはなっていると私どもは確信しております。

○佐々木委員 登録保留基準外の基準がかなりふえていますよね。厚労省の方の作物の分類もかなり変わりましたので、従来の基準がほとんどは登録 保留基準がシフトしているのが多いんですけれども、分類の区分けによって外れてきた作物等々もあるように見ているんですけれども。今回のポジティブリスト 化に対応してのモニタリングとか、広い意味で計画なり、あるいはもう既に実施した部分があるかということなんですか。

○農薬対策室安藤課長補佐 御質問は、農薬の登録についてではないんですね。

○佐々木委員 登録じゃなくて。

○農薬対策室安藤課長補佐 そうしますと、農薬登録がないものに新たに基準値が設定されたということになってしまいます。

○佐々木委員 すみません、登録の流れはわかりました。それから残留基準値の設定の流れもわかったのですが、厚労省の方でも既にポジティブリストが発表になっていますから、今後は登録がどうであれ、厚労省の方が動き出すと、それで規制値が入ってきますよね。それに向けての農水省としてのモニタリングなり実態調査はされているのでしょうかという、ちょっとこことは外れるんですけれども。

○農薬対策室長 実際、厚労省のものです。今、暫定基準という形で、実際にそれが位置づけられるのは 18 年からはなるんですかね。私どもの方で そういうふうになれば、実際にさっきの別の案件で、田雑が説明したとおり、いろいろな残留基準なんかの残留状況の調

査になると思いますけれども、その中で、今度はやるべきことが多分ふえてくるということも想定されるので、実際限られた予算の中で我々のチェックというのをうまく回転させながらやっていく必要があるなと思います。

それについては、具体的にこういう年次計画でこういうふうにやっていこうというところまではまだ詰めておりませんが、それを踏まえて年次計画でもってやっていく必要があるかなと思っております。

○佐々木委員 はい、わかりました。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

このフローチャートでいきますと、農薬メーカーが当然農薬登録申請するのでしょうか、申請をしてから標準的に言って、登録が認可されて販売使用ができるようになるまで、どれぐらい平均的に時間がかかりますか。

○農薬対策室角田課長補佐 すみません、まだ1件も登録になっていないので、実績としてはないんですけども。

○本山分科会会長 わからなければ結構です。従来に比べて、何カ月ぐらい。

○農薬対策室角田課長補佐 従来に比べますと、少なくとも食品安全委員会の方でADIの設定の前にパブリックコメント等を4週間求めるというのが——ちょっとここに書いてございません、すみません——1つ別にございます。

それと残留基準のWTO通報、パブリックコメントを3～4カ月と、あと設定されて施行されるまでの、まだ「未定」とございますが、6カ月と多目に書いてありますけれども、それまでの期間と負わされた期間は、今までよりも少なくとも時間が多くかかると。

○本山分科会会長 そうすると、10カ月とか1年近くはプラスになるということですかね。

○農薬対策室角田課長補佐 そうですね。そこは、私どもの事務手続を短くできるものは、我々の努力でできるだけ早くしたいと思います。そういう手続だけはかかるかと思っております。

○本山分科会会長 よろしいですか皆さん、御意見ございますか。

それでは御意見がないようですので、次に進みたいと思います。

次に、平成16年度農薬関係予算について、事務局から説明願います。

○農薬対策室田雑課長補佐 それでは、農水省の農薬関連予算として3つの項目がありますが、簡単に説明させていただきます。

10-1-1のページの農薬的資材リスク情報収集事業につきましては、これは化学合成農薬の購入の確認と安全性や薬効の確認の試験を、農薬的に使われている資材について行う事業ですが、次のページに模式図がありますのでごらんください。

現在、植物活力剤、植物活性液などという名前で、農薬的に使われることもある資材がいろいろ販売されております。また一方で、農薬の使用者が薬草などから自分で製造するような資材も実際にありまして、こういったものについては過去に化学合成農薬の混入があった事例もあって、化学合成の残留などが心配されています。また、このような資材に

については、安全性や薬効が不明になっている状況にありまして、これらの資材を科学的に評価するというので、化学合成農薬の混入状況の確認と、環境省と連携した安全性の評価や薬効の確認を行っていく予定です。

これによって、化学合成農薬が混入していることが判明したものについては、それを公表して取締りを行います。また、安全性が確認されたものにつきましては、特定農薬の評価のために、得られたデータを食品安全委員会に提出して安全性を評価し、安全でないものについては登録されない限りは農薬としての使用を禁止し、安全なものについては特定防除資材として指定するという事業でございます。

次のページの10-1-3につきましては、埋設農薬の最終処分事業でございます。DDTやBHCなどの残留性の高い有機塩素系農薬については、昭和46年に販売禁止措置がなされて、国の補助などにより地中に埋設処理をされております。この埋設農薬は、現在3,680トンほどありまして、以前から農水省で掘り上げの経費の補助事業を行っておりますが、POPs条約でその適切な管理と処分を行うことが各項に義務づけられておりますので、これら埋設した農薬について、掘り出して化学的に安全な方法で、最終的な無害化処理を行うというものでございます。

実際には、もう既に掘り出されているものもありますし、まだ土の中に埋まっているものもありますが、いずれにしろ最終的な処分まで行うということで、都道府県や管理組合などに、この事業をやってもらうということにしております。予算額については4億円という額になっております。

次の資料は、埋設処理に対するスケジュールで、これまでの取り組みと16年度以降の仕組みが書いてありますが、16年度以降最終処理を行っていくということを考えております。

次の10-1-5につきましては、農薬情報の公開体制の整備に関する事業になります。本日議論をいただきました農薬の使用基準に関しては、情報提供が非常に重要になってきておりまして、農薬の登録やその変更、施行などの情報が速やかに政策現場はもとより、流通や消費者の関係者に提供できるように、一般国民も利用しやすい形でのデータベース化をして情報提供を行うという事業を予定しております。

農薬検査所において、この農薬情報のデータベース化と公表のためのシステム構築を行いまして、16年度から実施することとしております。

次のページがその事業の考え方で、現状としては情報提供のシステムが不十分な状況にあって、これについて農薬検査上のホームページのシステムを情報を改善し、情報データベースを充実していくということを考えております。

農水省の関係部門については以上です。

○本山分科会会長 ただいまの事務局の説明について、御質問等ある方はどうぞ。

○村田臨時委員 埋設農薬の最終処分の事業なんですけれども、具体的には実施されたものに対しては、情報の公開というのは、周囲の環境の状況を確認するということもありますけれども、そういう分析結果とかの公表というのは当然考えていらっしゃるのでしょうか。

○農薬対策室田雑課長補佐 掘り上げのときに情報提供を行うということをマニュアルで定めておりまして、分析結果についても情報提供されることとなります。

○村田臨時委員 その後の環境も調査されるんですね、掘り上げた後。「埋設地点周辺の環境の状況を確認する」とあるのは。

○農薬対策室田雑課長補佐 掘り上げた後の農薬の残留状況などを確認して、残留がないことを確認する予定です。

○村田臨時委員 公表されるんですね、その数値とか。

○農薬対策室田雑課長補佐 はい、データも公表していく考えです。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

今の埋設農薬の総量は日本全国で3,680トンもあるんですか、大変ですね。

○農薬対策室田雑課長補佐 ええ、そういう状況になっております。

○本山分科会会長 どなたか御質問等ございませんでしょうか。

それでは環境省の方から説明をお願いします。

○農薬環境管理室長補佐 環境省農薬環境管理室ですけれども、資料10-2で環境省の農薬に関する環境リスク管理施策の基準につきまして御説明させていただきます。

皆さんも御承知のように、農薬取締法につきましては、環境省と農水省の所管でございまして、環境省ではその一部の事務を分担して、また農水省と共同して法律施行事務に取り組んでいるところでございます。

まず、1つ目の我が方の大きな仕事といたしましては、登録保留基準の設定というものがああります。ここにありますように、事前評価として作物残留、土壌残留、水産動植物に対する毒性、水質汚濁に係る基準というものにつきまして、環境大臣が基準を定めて告示するという事になっております。

この事前評価の仕組みというものは、科学的知見を踏まえまして日々向上させていく必要があります。例えば水産動植物に関する基準につきましては、従来コイに対する毒性のみで評価していたものを、生態系保全の観点を取り入れまして評価対象生物種をふやすとか、暴露量評価も行うなどリスク評価の手法を導入するといった諸般の改善を昨年行ったところなんです。

この登録保留基準につきましては、事前評価手法の高度化を図るため、どのような取り組みをしているかといいますと、右の方にありますように3つの予算がありまして、まず農薬リスク総合評価システム確立・推進事業、これは一度登録した内容についても、最新の知見に基づいて安全性を評価していくというための文献調査等を行うものであります。

それから2番目の農薬による陸域生態影響評価技術開発調査につきましては、今、水産動植物に対する農薬の影響だけしか見ていないんですけれども、諸外国では陸域も見ていくということですので、陸域の生態影響を事前に評価する仕組みを将来的には入れ込んでいかなければならないというふうな認識を持っておりまして、そのための技術開発調査を行っているというものであります。

それから3番目の内分泌攪乱作用総合リスク管理手法開発調査につきましては、従前より環境ホルモンのリスク評価というのをやってきたんですけれども、農薬については登録制度を設けリスク管理まで行っているところであり、リスク評価だけで終わってはいけないことから、16年度より新たにリスク管理もにらんだ手法の開発に取り組んでいくための、新規予算であります。

左の農薬汚染防止対策の体系図に戻りますが登録保留基準をクリアして登録された農薬につきましても幾つか事後規制というのがあります。まず1つ目、本日の議題にもありました農薬使用者が遵守すべき基準ですが、これにつきましては、登録保留基準を担保する措置であり、環境省と農水省が共同で定めることになっております。

それから定められた使用方法を守っても、地形の状況とかで局所的に水質の汚濁を生ずるおそれがあるようなものにつきましては、水質汚濁性農薬に指定して使用を規制する仕組みもございます。

それからその下の②は法律に基づく措置ではないんですが、空中散布の農薬とか、ゴルフ場での農薬の環境汚染がないように、いろいろな指針値をつくっているというところなんです。これらの措置をしっかりと運用していくための取り組みとして、右の方に農薬残留対策総合調査というのがあります。これにつきましては定められた使用方法で農薬を使用して登録保留基準に該当する事態が生じていないかを確認するための試験を行う調査でございます。

それから2番目の水生生物影響実態把握調査、これは現場でのモニタリングの調査等やっているものです。

それからその下に使用基準の遵守状況等監視調査ということで、我が省としましても、使用基準の遵守状況などの確認にも、また取り組んでいくための、新規予算であります。

それで、下の方に行きまして新規予算としてPOPs廃農薬無害化処理技術検証事業というのがありますが、無害化処理技術の開発につきましては3年前から燃焼処理技術により検討してきたところです。その事業の成果は資料の10-2-8ページから載せてありますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

環境省では、二つの燃焼方式で検討しました。まず1つ目、直接溶融ロータリーキルン方式というのがあります。これにつきましては、下に図がありますようにPOPs農薬を供給ホッパから入れまして、その溶融炉というところがキルンになっていまして、ここで農薬が燃えます。燃えかすにつきましては、その下の水砕スラグというところに出てきます。燃焼後の排ガスと飛灰は溶融ガス冷却塔を通じ、バグフィルターで飛灰を除去します。さらに排ガスは触媒塔を通りまして、最終的には煙突から出ていくという仕組みになっています。

運転条件1,300度の状況でPOPs農薬を燃やした結果どうなったかというのが、その次のページであります。

まず表1にPOPs等農薬成分の物質収支のデータをまとめております。試験はRUN

の1、RUNの2と、2回行っております。RUNの1は約171キログラムの農薬を投入し、燃やした結果、POPs農薬成分は排ガスは不検出でした。処理残渣は、スラグは79mg、処理残渣の飛灰は2.4mgの農薬が検出されましたので、分解率は99.9999%であります。

ただ、表2でダイオキシン類に係る評価があるんですが、例えば飛灰で16ng-TEQ/gという高い値が出ていまして、これは管理型の最終処分場受入基準値を超える結果であったということです。それから飛びまして10-2-11ページの表5ですけれども、その排ガスの処理プロセスの過程で、バグフィルターの前と触媒塔入口のところで、ダイオキシンの濃度がバグフィルター前より触媒塔入口の方が高くなっている。本来であれば低くなるというものが高くなっているということで、これはひょっとしてPOPs農薬成分の燃焼課程で、ダイオキシンが再合成された可能性があるのではないかとといったことが課題として残ったということであります。

1ページに戻っていただきまして、平成14年度につきましては、その課題を検討するため同じ処理施設でもう一回再調査をしたということです。変更点はバグフィルターを新品に交換した点等であります。その結果、処理効率は99.999を達成し、ダイオキシンについても管理型最終処分場受入基準を満足している成果が得られております。

この処理基準、99.9998%が9が5つ並んでおります。一方、POPsの処理条件についてバーゼル条約の方で検討されていますが、ここではシックス9を求めるべきといった議論もありまして、そういう意味からするとちょっと分解率が低くなっているんですが、これにつきましては投入農薬の水分が多かったのではないかとというふうに考察しております。

以上、この直接溶融ロータリーキルン方式の結果でございます。次に外熱式還流炉プラス2次燃焼炉方式というものでも試験しております。

これは図が10-2-11ページにあります。S1から農薬を入れまして次のキルンの中で分解されまして、サイクロンに移動します。そこで処理残渣はS2の方に出てくるわけです。飛灰と排ガスは2次燃焼炉の方に行きまして、ここでもう一回燃やされまして、次のバグフィルターに行きます。そこで飛灰をとります。そして排ガスがG4の煙突から出てくるという仕組みになっております。

試験結果が、次のページの表6にまとめてありますが、分解率でいきます99.98%とか、99.91%と低くなっております。特に、RUNの2の方で処理残渣のスラグとか飛灰の中から多く農薬成分が出てくる結果となっております。この理由についてですが、図の右下にサイクロン灰のところに※印がついているんですが、実はRUN1はサイクロンに灰がたまっていた行っておりましたが、RUN2は灰を残渣に落として、まとめて処理残渣として分析しております。

従って、ダイオキシンの分析結果の表ではRUNの1で飛灰の中に5.4ng-TEQ/gと高い値が出ているんですが、これはサイクロンの中に灰がたまっていた影響しているのではな

いかというような意見もありますし、RUN2 では、その灰を残渣の方に出したのために、残渣から比較的が多い POPs 農薬成分が検出されたのではないかというようなことも考察されております。それから燃焼温度を 500℃と比較的低い温度でやったということの影響も考えられました。

そこで 14 年度の試験では、10-2-13 ページの図にありますように、一部体系を組み直しました。変更点は、まず 1 点目として、農薬の混合 剤について水分の多い汚泥から水分の少ない土壌に変更し、キルンの中の温度が下がらないようしました。2 点目はサイクロン灰が処理残渣に出るようにして、たものをもう一回ホッパの方に戻して再度燃やすというような仕組みにした点です。3 点目は、燃焼室内温度を 1 次燃焼室入り口で 750℃、二次燃焼室で 1,100℃と高くした点です。

試験結果は表の 8 にまとめてありまして、POPs 農薬の物質収支ということでは、シックス 9 が確保できております。表 9 のダイオキシンにつきましても、排ガス、残渣ともに基準を満足しているという結果が出ています。

それから処理残渣、飛灰、それから排ガス中の POPs 農薬成分の量についてです。環境省で農薬環境管理指針値を定め、「埋設農薬調査／掘削等 暫定マニュアル」に記載してありますが、処理残渣についても農薬環境管理指針値に照らして検証しています。その結果からも問題ないという結果が得られているということでございます。

今後の取り組みなんですけど、10-2-7 に新規予算のポンチ絵をつけております。これまで比較的きれいな農薬を使って分解率を検証してきたところですが、実際、掘り出してみますと、非常に水分が多かったとか、ガラス瓶に入っているというのがあります。また、農薬をまとめて入れていたドラム缶も分別するのが大変であるから一緒に処分しないといけないという場面も出てくると思いますので、そういった夾雑物の状況に応じて、こういった処理条件とすればよいのかというような検証を今後 3 年間でやっていきたいと考えております。

それから、埋設農薬調査／掘削等暫定マニュアルにつきましても、今までは掘削、保管、管理までしかなかったんですけど、それを処分まで広げていくような方法で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

あと 1 つ、特定農薬の事業につきまして御説明しませんでしたけど、これにつきましては環境省でも資料 10-2-3 にポンチ絵がありますけれども、農水省と環境省でデータを収集していくこととしております。環境省でも、新規予算で特定農薬環境安全性調査に取り組むこととしており、例えば水産動植物への危害の有無等に係るデータなどを収集していくこととしております。データが整備されましたら、食品安全委員会の意見聴取手続等を経て最終的には私どもの中央環境審議会とこちらの農業資材審議会の合同会合に提出し、評価していただきたいと思っております。

以上でございます。

○本山分科会会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問等ございましたらどうぞ。

○玉木臨時委員 かなり詳しい御説明を伺ったんですが、2つほど伺いたいですけれども、1つは10-2-1で農薬使用基準遵守状況等監視という新規予算ですね。これは調査のどういうことをやるのか、概略を教えてくださいたいということがまず1点。

それからPOPs農薬、これの分解、かなり詳しく御説明いただいたわけですが、塩素系の農薬が分解するという事はかなりわかったけれども、その分解した後の残渣とか排ガスとかいろいろ出てきますよね。そういったところについての安全性の評価といいますか、そこら辺は当然クリアやっていると申すんだけれども、その辺、具体的にどう考えておられるのか。例えば塩素なんかが最終的にどんな格好で出てるのか、その辺がちょっと気になったんですけれども。

以上2点を教えてください。

○農薬環境管理室長補佐 まず農薬使用基準遵守状況等監視調査ですが、これは資料10-2-5に簡単に書いていますけれども、使用基準というものは現場で守られているを確認することが重要であり、農水省でもやられています、環境省としても着手していこうということでございます。実際には環境省の出先機関に地方調査官事務所というのがありまして、その人が調べるということを考えていますが、具体的にどう調べていくかというのは、まだまだ初めての取り組みでありまして、いろいろ事務所の職員もなれないところがあるので慎重に検討していきたいと思っております。農家については農水省の方でしっかりやられているというふうに聞いていますので、環境省ではこれまでゴルフ場の排水の水質調査を補助事業でやってきたので、そのノウハウを活用し、穂補助事業はなくなったんですが、水環境部ですので、水の汚染防止というところから、着手することが良いのではということで具体的な内容は検討中ですけれども、そういったことを今考えているところです。

それから先ほどのPOPsの事業ですけれども、この燃えた結果どうなったかということなんですが、まず処理残渣、飛灰と排ガス等で、実は私もマニュアルの中で環境管理指針というのをつくってしまっていて、それはADIをもとにしまして、例えば大気中の濃度指針値であれば、人が一生吸っても大丈夫なようにADIをもとに大気の配分係数0.1、それから1日の呼吸量というものを考慮して設定しております。

それから土壌、残渣もそのまま最終処分場に持っていてもいいような、検証を行っているということでもあります。

それから先ほど申し上げましたように、実際、埋設されたものがいろいろありまして、きれいなものであればしっかりできるんですが、例えば水銀が入っている農薬なんかですと、燃やしてしまうと水銀が煙突から環境中に出ていってしまうのではないかと懸念もありますので、そういった点も含めて検討していく必要があるのかなと思っております。

○本山分科会会長 ほかにいかがでしょうか。

○村田臨時委員 先ほどの前の10-1の方の資料なんですけれども、埋設農薬最終処理のと

ところで、実施主体は都道府県なんですか。補助率は2分の1ということは、都道府県の方で積極的に取り組まなければ、全体としての管理というのはどういうふうになっているんですか。

○農薬対策室小倉専門官 まず実行主体でございますけれども、一応予算上都道府県とか管理組合、これは46年、47年当時に埋設の管理事業をやりましたけれども、管理主体が残っている場合はそちらで使うと。もしくは細かい点で申しますと、市町村のレベルでも管理しているケースもございます。また、もう一つはJAさん等が管理をしているケースもございますので、実施自体につきましては、基本的には都道府県が中心になってはくると思いますが、関連のその市町村とJA、管理組合等が入ってくるだろうということで、そこに2分の1の補助率、国からは2分の1を出しておりますけれども、それ以外の部分につきましては、各県なり市町村なりでお手当てをお願いすることになります。

○村田臨時委員 全体的な把握は国の方でされるんですね。全体的に3,680万トンがどのくらい残っているかという、総合的な管理は国の方でするんですね。

○農薬対策室小倉専門官 そうですね、こちらの方の2分の1の負担のことがございますので、そのときには当然、処理計画その他、全部出していただくことになりますので、私どもの方で把握することになります。

○本山分科会会長 いかがでしょうか。

今のPOPsのことは、農水省も取り組むし環境省も取り組むということなので、なお国の予算も使ってくれているわけですが、掘り起こして、環境省の御説明ですと、これで無害化する処理技術を中心に検討されているということですが、実際に処理するのは、どこかその技術を提供して処理業者にさせるんですか。どこが掘り起こしたものを処理するのでしょうか。

○農薬対策室小倉専門官 処理技術につきましては、農水省の方はどちらかというと燃焼系ではなくて、ほかのやり方での分解方法を検討しております。基本的にはいろいろな業態とございますか、形態があるんですが、処理技術のライセンスとございますか、技術的なライセンスがございまして、その技術を持ったところがある程度連携をとられて、処理業者と組んでいるケース、もしくは自社で完全に廃棄物の処理等やられるケースとか、いろいろケースは考えられます。ただ、そういう技術をどういうふうにするか、あと法律的に今廃掃法の方がございまして、そちらに合致した形で処理をしていくということになってくると思っております。

○本山分科会会長 環境省の方はどういう動きですか。この処理技術を確立して、実際の処理は環境省は担当しない、それは農水省でしょうか。

○農薬環境管理室長補佐 そうです。

○本山分科会会長 ほかに御質問はいかがでしょうか。

よろしいですか。大分時間も押してきましたんですけれども、全体を通して、また御質問なり、御意見いただけたらと思っておりますけれども。

私、先ほどの新しい再登録の流れが気になっておるんですけども、10カ月か1年も今までよりもかかるということは、大変なことだなという気がするんですけども、医薬と比べてどうですか。医薬の方は登録申請されてから認可されるまで、農薬よりももっと時間かかるんですか、同じぐらいですか。

○農薬対策室小倉専門官 この間、新聞で2年間という報道していました。

○三森委員 私は医薬にもかかわっております。1年で切られます。申請から承認まで1年間で厚生労働省は審査しております。非常に短いです。

○本山分科会会長 そうですか。では、その違いは、こちらの農薬の方は生体影響評価とか、ほかのものも加わっているんですね。

○三森委員 はい。まず食品安全委員会ですリスク評価しまして、パブコメで4カ月かかりますね。それ以外に、いわゆる薬事・食品衛生審議会に戻されて、厚生労働省でWTO通報をします。これが三、四カ月かかります。そのため、8カ月ぐらいはかかってしまい、ここが医薬と違うところだと思います。医薬品、新薬に関しては、パブコメ入っております。

○本山分科会会長 どうでしょうか。

このWTO通報とパブコメというのは、どうしても避けて通れない、必要な問題ですね。農産物の輸出入にかかわる問題ですから。慎重には慎重を期す必要があるのでしょうけれども、なるべくむだな時間を省いて、世の中の役に立つものは早く利用できるようにするというのは基本的かもしれないですね。

余計なことを言いましたけれども、それでは皆さん、全体通しての御意見はよろしいですか。

それでは、これで一応用意された議題が終了しましたけれども、事務局から何かございますか。

○農薬対策室長 きょうは御審議をありがとうございます。

最初に御審議いただきました農薬使用基準省令の改正につきましては、これからもパブコメ等所要手続を経まして、改正の方に入れられる形になりますので、またひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○本山分科会会長 それでは、これで本日予定した議題を終了しました。

進行役を事務局にお返しします。

○農薬対策室長 どうも本日は長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

また今後もよろしくお願ひいたします。

午後4時15分閉会